



第三次 矢祭町 子ども読書活動推進計画

令和6年3月
矢祭町教育委員会

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 第三次 子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の対象	2
(6) 目指す子どもの読書の姿	2
2 第二次「子ども読書活動推進計画」の進捗状況	3
(1) 第二次計画の成果や課題等	3
(2) 関連データ等	6
3 「第三次 子ども読書活動推進計画」計画推進の基本方針	8
第2章 推進の方向性と具体的な取組	10
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために	10
(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	10
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	12
(3) 家庭における子どもの読書活動の推進	16
(4) 地域における子どもの読書活動の推進	19
(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	21
基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために	21
(1) 矢祭もったいない図書館の整備・充実	21
(2) 学校図書館の整備・充実	22
(3) 連携・協力体制の構築	23
基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために	27
(1) 推進のための普及や啓発	27
(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供	27
(3) 読書の町づくりの取組の奨励と優良図書等の普及	28
第3章 他計画との整合性	29

資料編	30
読書の町矢祭宣言	30
「矢祭子ども司書」について	31
矢祭町読書活動の推進に関する条例	32
矢祭町読書活動の推進に関する規則	34
矢祭もったいない図書館協議会規則	37
矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会設置要綱	38
矢祭もったいない文庫等設置要綱	40
矢祭もったいない図書館設置及び管理に関する条例	42
矢祭もったいない図書館の管理・運営に関する規則	44
矢祭もったいない図書館資料収集方針実施要綱	46
矢祭もったいない図書館図書資料廃棄基準実施要綱	53
家読推進のための資料	56

表紙・裏表紙デザイン

令和5年度（2023年度）手づくり絵本コンクール15周年記念事業

「えほんのまちやまつり」看板より

デザイン 絵本作家 かとーゆーこ氏
（矢祭ふるさと応援大使）

はじめに

矢祭もったいない図書館は、2007年（平成19年）1月14日に開館しました。全国の方々からの善意により寄贈された蔵書数は、今や48万冊を超えております。（寄贈された方々は、4000名以上です。）これらの本は、矢祭町の宝物として、長く大切に読み続けていかなければなりません。開館以来、これらの蔵書を後ろ盾として、様々な事業を展開して参りました。これまでの第二次矢祭町子ども読書活動推進計画（以下「第二次計画」という。）に基づいた実践は、充実期に入り、更に発展を続けています。第二次計画を受けた第三次矢祭町子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）では、それらの事業を更に発展させるべく目標を具現化し実践しやすい内容として改訂をしております。これまで充実させてきた事業で、発展させていきたい事業は以下の通りです。

① 手づくり絵本コンクール

令和6年度で16回目を数えるこのコンクールは、コロナ禍にありながらも着実に応募数を増やし、審査員の柳田邦男先生、あべ弘士先生の講評によると、年々作者のレベルが上がってきており素晴らしい作品が増えている、とのことでした。高校や大学の授業での制作も広まりを見せています。また、本コンクール受賞者から絵本作家になった方もおり、子どもたちの創作意欲を高めるため、本計画でもより発展させたい事業となっています。

② 子ども司書講座

これも令和6年度で16年目となり、多くの子ども司書を生み、読書活動に主体的に取り組む子どもたちを育成してきました。令和5年度より、小学校の教育課程の中に組み入れ、小学校6年生の卒業時に、全員が子ども司書の資格認定を受けられるようにしました。この矢祭町発祥の制度を、更に広く浸透させるために、引き続き本計画でも継続・発展させていきます。

③ 家読推進

学校では、朝読（朝の読書タイム）などの取り組みをしておりますが、家庭では読書習慣が確立されていない場合もあります。そのため、毎週水曜日を「家読の日」とし、小中学校ではその日に合わせ毎週本の貸し出しを行っています。今後、多くの家庭に浸透させていきたい事業であり、本計画でも力を入れていきたい内容となっています。

これらの事業を核とし、その他多くの事業を展開する本計画を実践していくことで、子どもたちから読書に向かう姿勢を身につけ、そこから家庭、地域へと読書推進の輪を広げていきたいと考えています。読書推進については、令和3年に条例化されるなど、町の重要施策の一つともなっておりますので、今後も、町民の皆様をはじめ多くの皆様の御支援を賜れば幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、御支援・御協力を賜りました関係の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、矢祭町の読書推進に対し、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

矢祭町教育委員会教育長 菊池 篤志

第1章 計画策定の趣旨

I 第三次 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通して子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、令和5年3月には、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。全国的に図書館数や学校司書を配置する学校等の割合は増加しており、子どもの読書を推進するための体制整備が進められていますが、児童書の貸出冊数や朝読書などの一斉の読書活動を実施する学校は減少傾向となっており、数値目標として設定していた不読率も目標達成とはならず、今後も子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことは重要です。

近年においても、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）等の法改正や、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」の策定がなされるなど、子どもの読書環境の整備が進められているその一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による図書館開館の自粛や、SNSの普及、GIGAスクール構想の推進等による子どもたちを取り巻くICT環境の変化等が、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性もあり、今の子どもたちを取り巻く環境に沿った読書活動の推進を図っていく必要があります。

矢祭町では、平成26年4月に「矢祭町子ども読書活動推進計画」を、平成31年3月に「第二次 矢祭町子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。この計画期間の満了に伴い、引き続き子どもの読書活動を推進するため、令和6年度からおおむね5年間を計画期間とした、「第三次 矢祭町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条（基本理念）

子どもの（おおむね18歳未満）読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(2) 計画の目的

この計画は、家庭・地域・学校や園が、連携しながら子どもの読書活動を推進して、子どもが読書に親しむ気運を高めるとともに、町民全体が読書に親しみ、心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策の推進に努めることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、国の計画である「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」や福島県の計画「第四次 福島県子ども読書活動推進計画」を参考として、矢祭町の子どもの読書活動の状況を踏まえつつ、今後の矢祭町における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置づけます。

(4) 計画の期間

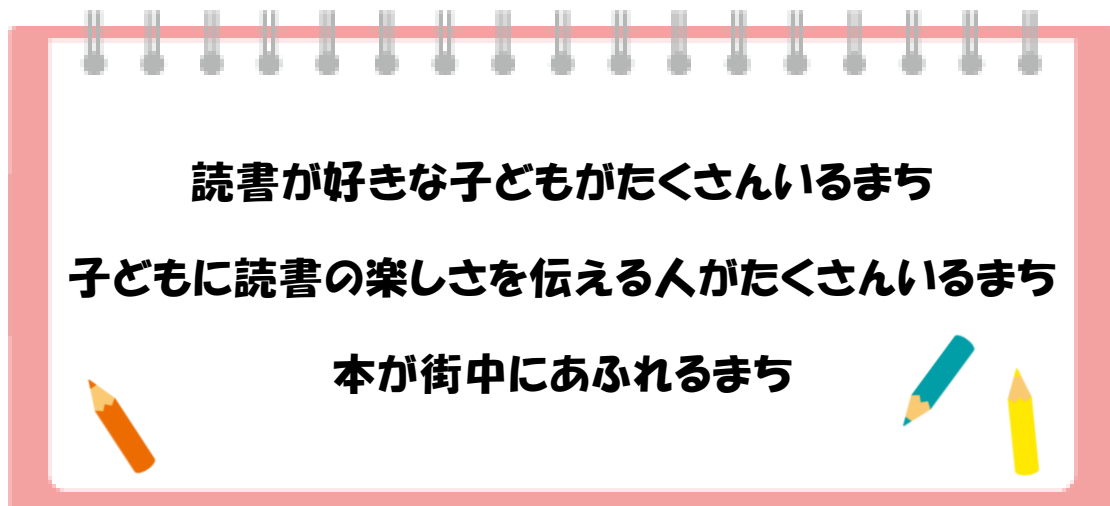
本計画の期間は、令和6年度からおおむね5年間とします。

(5) 計画の対象

本計画は主に乳幼児から高校生までを対象としますが、取組内容としては、すべての町民を含んだ対象とします。

(6) 目指す子どもの読書の姿

矢祭町では、目指す子どもの読書の姿を掲げ、実現のための取組を実施します。



2 第二次「子ども読書活動推進計画」の進捗状況

(1) 第二次計画の成果や課題等

「基本方針1 子ども読書活動を推進するための機会の充実」に関して

乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力や感性を豊かなものにし、他者への思いやりの心を育み、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。

子どもが自主的に読書を楽しめるようになることを目的として、家庭を原点として、地域・学校や園において、子どもが本や読書に親しむ機会の提供を実施しました。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの各年代の成長に合わせた読書支援を推進しました。

1 本や読書に触れる機会づくりと読書習慣の育成

こども園：職員・ボランティアによる読み聞かせ（毎日）

矢祭小学校：ボランティア（毎週）、職員・児童（学期に2回）による読み聞かせ

読書タイムの実施、多読賞の表彰、司書講座の実施、Yomokka!の導入、絵本作家による講座やワークショップの実施

矢祭中学校：ボランティアによる読み聞かせ（毎月）

朝の読書活動の実施、としよ部活動の実施、Yomokka!の導入

カンガルーくらぶ：職員・ボランティアによる読み聞かせ（毎日）

絵本作家によるおはなし会の開催、図書館訪問の実施

放課後児童クラブ：職員・児童、ボランティアによる読み聞かせ（1・2年生は毎日）

2 乳幼児期からの読書活動推進事業

子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身につけることができるよう、乳幼児期の読書活動を推進するための事業を実施しました。

- 「ブックスタート」生後6ヶ月乳児健康相談の際に、絵本をプレゼント
- 「えほんガイドブック」母子手帳申請時に配布
- 「あかちゃん・プレママ・プレパパおはなしかい」を毎月第1木曜日に開催

3 家読の推進、メディアコントロールの取組

矢祭町全体として毎週水曜日を「家読の日」と設定し、子どもにとって一番身近な家庭で本と触れ合う時間を設け、子どもが読書の楽しさを感じられるよう、また保護者も読書を楽しめるよう、「家読」の実施を推進しました。長期休業期間中においても、図書館の貸し出しを行い、家読の推進を図るとともに、こども園では「家読マラソンカード」の配付も行いました。

また、こども園・小学校・中学校が連携して、「メディアコントロールデー」を設定し、読書に取り組み、その成果や取組状況を子どもたちが評価する取組を実施しました。

4 矢祭子ども司書講座

矢祭小学校の小学2年生～6年生の全児童を対象に、矢祭もったいない図書館職員を中心として、「矢祭子ども司書講座」を実施しました。実施にあたり、学校のカリキュラムの中に活動を位置づけ、発達段階に応じたカリキュラムの編成を行いました。

5 読書推進リーダーの活用と育成

「矢祭子ども司書」の認定を受けた子どもたちが、友達や家族に対して読書のすばらしさを伝え、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」として、学校や図書館など様々な読書に関する場面で積極的に活動することができるよう継続した指導・支援に努めました。

6 矢祭もったいない図書館手づくり絵本コンクール

自然・友情・心の大切さと、夢と希望にあふれる絵本を募集して、「絵本と読書の町・矢祭町」を広く発信する手づくり絵本コンクールを開催しました。

絵本づくりを通して、子どもは夢を育み、感性や想像力を養い、本に親しむことができます。家族で取り組むことで、家族の絆を深めることができます。こども園、小中学生が家族と制作して応募する〔家族の部〕において、応募の促進を図るため、手づくり絵本教室の開催、手づくり絵本への理解を深める取組を実施しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で、自宅で過ごす時間が増えたことにより、多くの方にコンクールへ参加いただきました。入賞作品の全ページ公開についても継続して行っており、絵本づくりへの関心向上に向けた取組として実施できました。

令和2年度（第12回）応募点数	251点
令和3年度（第13回）応募点数	268点
令和4年度（第14回）応募点数	246点
令和5年度（第15回）応募点数	334点

「基本方針2 子どもの読書活動を推進するための環境整備」に関して

目的や意欲に応じた読みたい本や知りたい情報を提供し、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境を整備することは、子どもの読書活動を推進していくためには大変重要です。

もったいない図書館、学校図書館をはじめ、さまざまな場所において読書活動ができるように環境の整備を図るとともに、子どもの読書活動を支援する人材の育成に努めました。

- 学校図書館の整備・充実
- 学校図書館資料にカバーフィルムかけ
- 学校司書の配置（小学校に配置）
- もったいない図書館の整備・充実
- 県立図書館等の相互貸借の実施
- 団体貸出（カンガルーくらぶ・放課後児童クラブ）、授業支援（小・中学校）の実施
- 図書館訪問（子ども園）、おはなし会交流会（カンガルークラブ）の実施
- もったいない文庫（町内23カ所）
- 本のこうかんスタンド（町内事業所11カ所）
- キャラバンカー（矢祭小学校・矢祭中学校 月1～2回）
- 読書通帳の活用

「基本方針3 子どもの読書活動を推進するための支援体制」に関して

子どもの読書活動を推進するためには、ブックスタートや家庭での読み聞かせ、学校や園での読書機会の提供により読書の楽しさを伝えるなど、周囲の大人からの働きかけや関わりが重要です。そして、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させることで、さらなる読書活動の広がりが期待できます。

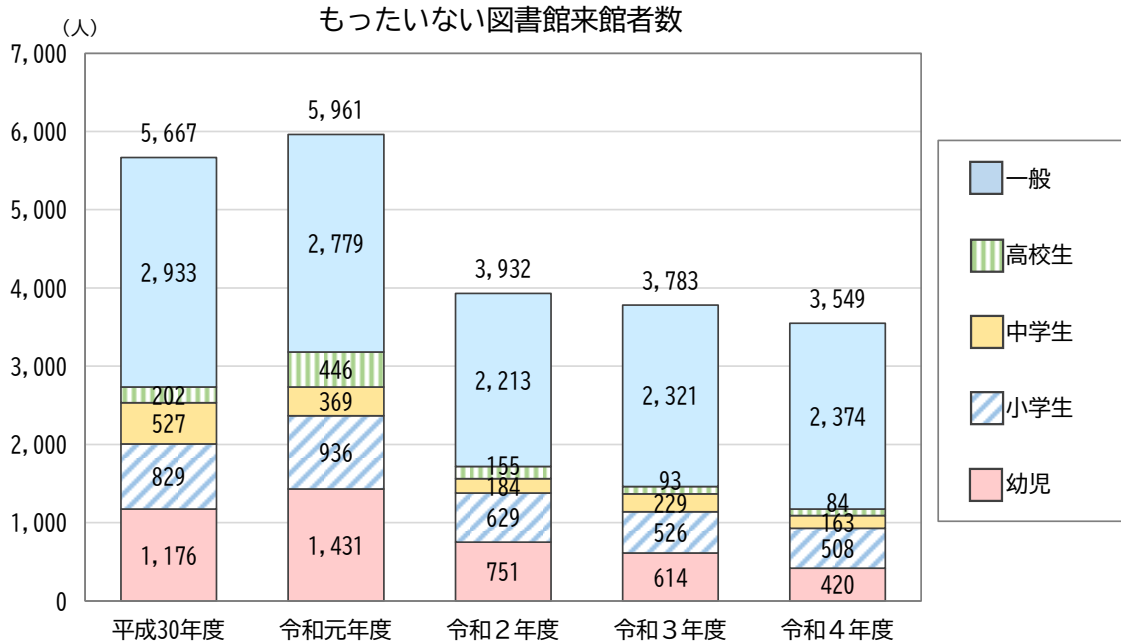
読書活動の意義や重要性に関する普及・啓発を図るとともに、もったいない図書館を中心に、地域・学校や園など関係機関の連携と協力した体制づくりを進めることで、子どもたちが積極的に読書活動に取り組めるよう、読書にふれる機会づくりに努めました。

- 「矢祭読書の日」等の啓発
 - ・「矢祭読書の日」：毎月第3日曜日
 - ・「町民読書推進月間」：10月1日～10月31日
 - ・「矢祭子ども読書の日」：4月23日
 - ・「家読の日（メディアコントロールデー）」：毎週水曜日
 - ・「読書週間」（文部科学省）：10月27日～11月9日
 - ・「子ども読書の日」（文部科学省）：4月23日
 - ・「子ども読書週間」（文部科学省）：4月23日～5月12日
- 矢祭もったいない図書館ホームページのリニューアル
- 図書館だより・IP告知電話による広報
- 広報やまつりによる広報や本の紹介（町長のおすすめ絵本紹介）

(2) 関連データ等

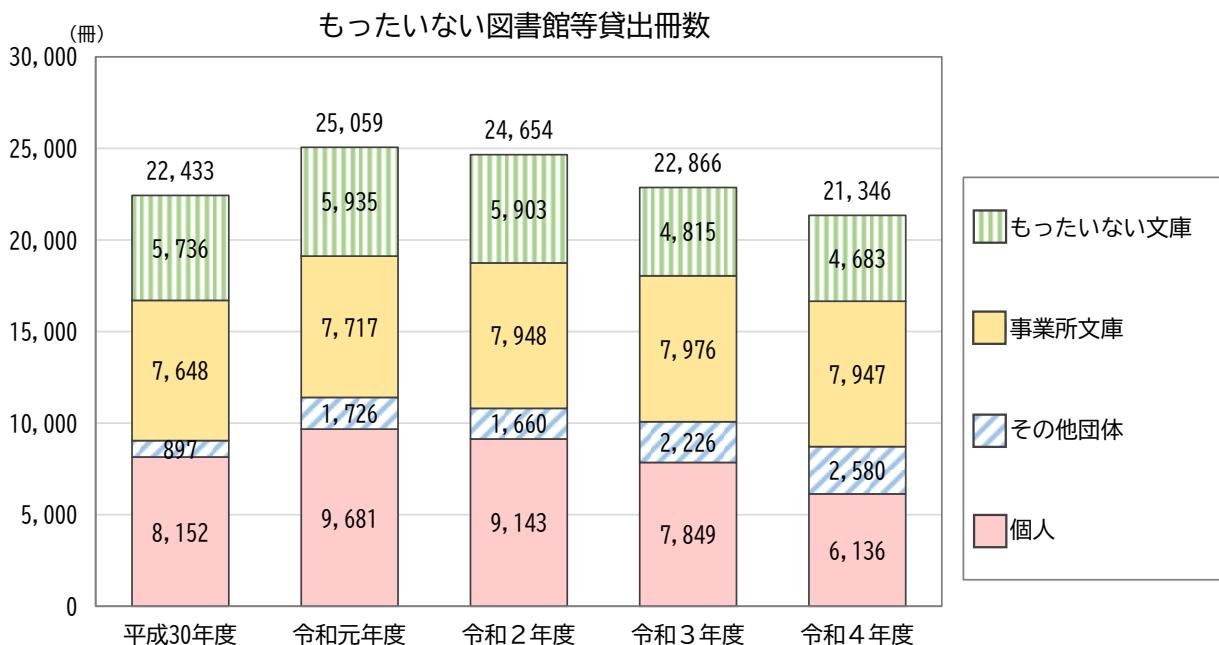
1 もったいない図書館来館者数

もったいない図書館の来館者数は令和4年度で3,549人となっています。令和2年4月から5月に、新型コロナウイルス感染症予防のため臨時休館を行い、その後來館者数は減少傾向となっています。



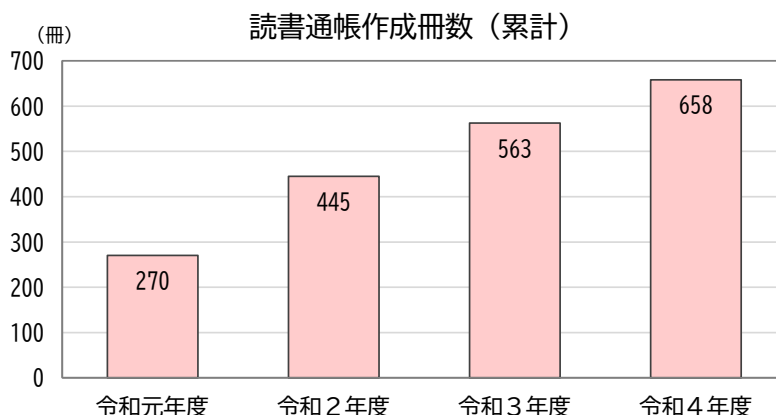
2 もったいない図書館等貸出冊数

もったいない図書館等の貸出冊数は令和4年度で21,346冊となっています。



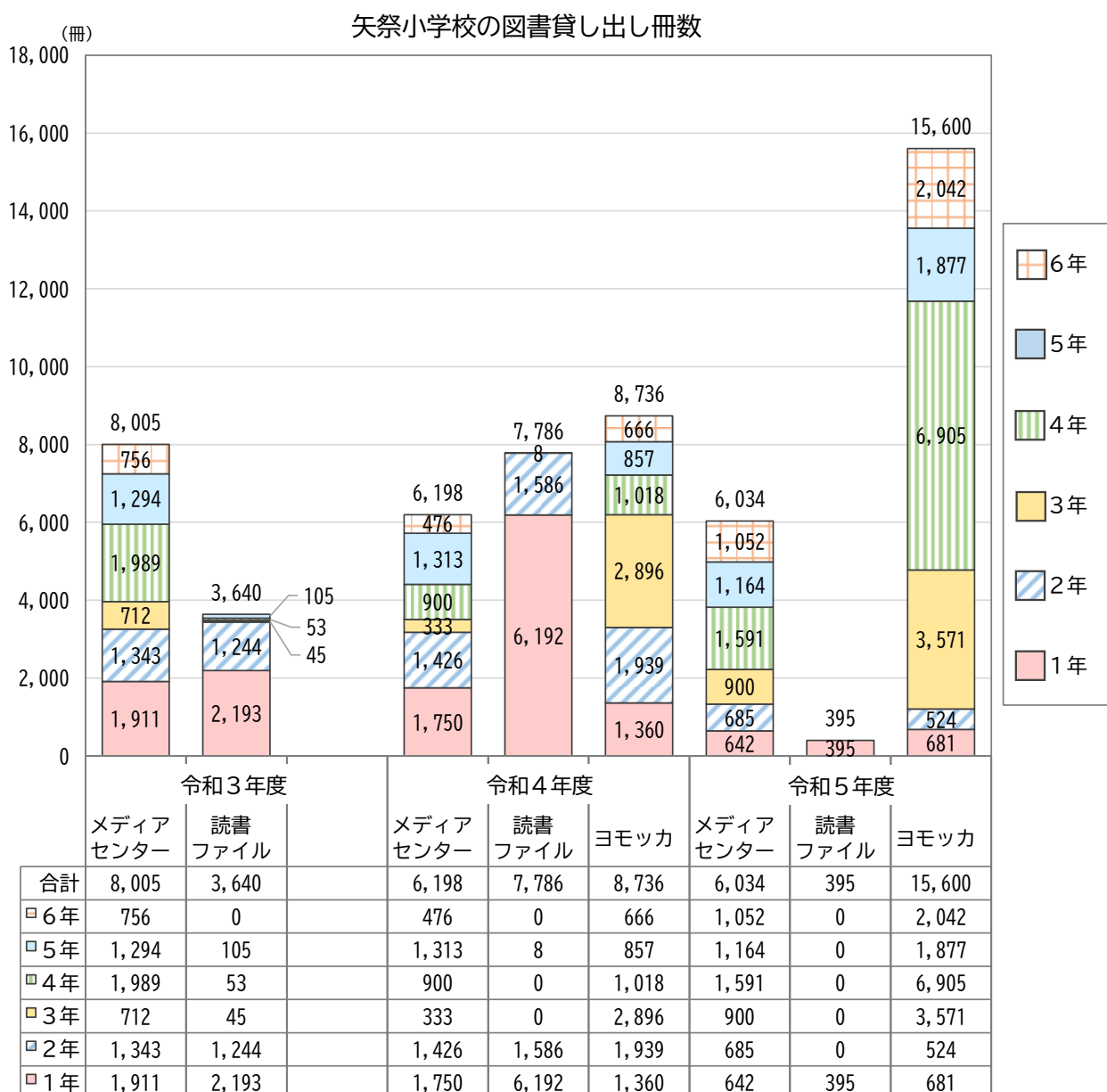
3 読書通帳作成冊数（累計）

読書通帳の累計作成冊数をみると、令和4年度に658冊となっています。



4 矢祭小学校の図書貸し出し状況

矢祭小学校の貸し出し状況としては、ヨモツカの占める割合が高くなっています。



3 「第三次 子ども読書活動推進計画」計画推進の基本方針

本計画では、子どもの読書活動の推進に取り組み、目指す子どもの読書の姿の実現に向けて、子どもたちが多くの本に触れ、読書習慣を身につけられるよう、以下の基本方針を定めます。

基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、読書に親しむ機会を充実させることが大切です。特に乳幼児期から本に親しむ機会づくり、保護者等も含めた読書活動の推進を図ることが必要です。

このため矢祭町では、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの各年代の発達段階に応じた切れ目のない読書支援を実施し、家庭をはじめとして、地域・学校や園においても、子どもたちとその保護者、そして地域全体が本に親しむ機会の提供と充実に努めます。

推進の方策	(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 (2) 学校等における子どもの読書活動の推進 (3) 家庭における子どもの読書活動の推進 (4) 地域における子どもの読書活動の推進 (5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもの読書活動を推進していくためには、目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実が大切です。

このため矢祭町では、もったいない図書館、学校図書館をはじめ、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備を図るとともに、地域・学校や園が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動を支える人材の確保や資質向上と更なるネットワークの構築を図ることで、子どもの読書活動への支援に努めます。

推進の方策	(1) 矢祭もったいない図書館の整備・充実 (2) 学校図書館の整備・充実 (3) 連携・協力体制の構築
-------	------------------------------------------------------------

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動を推進するためには、周囲からの働きかけや関わりが重要です。読書活動の推進に関する情報発信等の関わりによって、矢祭町における読書活動がより広がっていきけるような支援体制を整える必要があります。

このため矢祭町では、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実させるとともに、理解促進に向けた情報の収集や提供等、より一層の普及啓発活動に努めます。

推進の方策	(1) 推進のための普及や啓発 (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供 (3) 読書の町づくりの取組の奨励と優良図書等の普及
-------	---------------------------------------------------------------------------

目指す子どもの読書の姿

読書が好きな子どもがたくさんいるまち
子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち
本が街中にあふれるまち

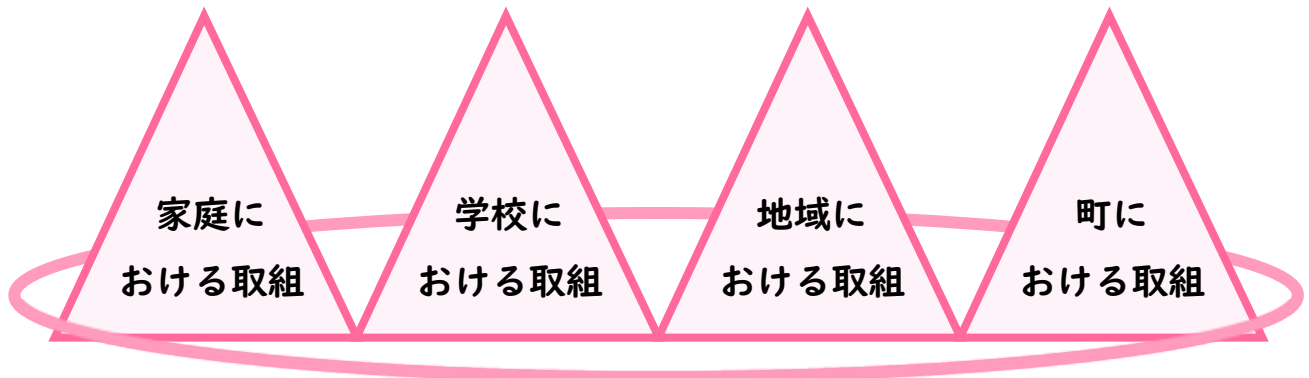


基本方針

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもの読書活動についての理解の促進のために



矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会

町議会・区長会・町教育委員会・学校・PTA など、子どもの読書活動に携わる団体の代表者をもって組織

第2章 推進の方向性と具体的な取組

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

① 「矢祭読書の日」等の制定

矢祭町では、「読書の町矢祭宣言」を行っており、また、「読書の町やまつり」としての更なる取組推進を図るため、令和3年12月10日に「矢祭町読書活動の推進に関する条例」を新たに制定しました。

町民が読書に親しみ、読書を続けることにより、豊かな心を育み、人生をより深く生きる力を身につけ、地域社会に温かい絆を広げていくことを目的とする「矢祭読書の日」等を制定し、町全体での読書推進を進めています。また、毎月第3日曜日の「矢祭読書の日」には、各地域の集会施設に設置されている「矢祭もったいない文庫」の利用促進を呼びかけ、住民が地域の文庫に集い、本に親しみ、家庭と地域に読書の輪を広げるための支援を行います。

<p>❖ 矢祭読書の日</p> <p style="text-align: center;">毎月第3日曜日</p>	<p>「矢祭町読書活動の推進に関する条例」</p> <p>「読書を通して家族の絆を深めるために毎月第3日曜日を「矢祭読書の日」とします」</p>
<p>❖ 矢祭子ども読書の日</p> <p style="text-align: center;">4月23日</p>	<p>「矢祭町読書活動の推進に関する条例」</p> <p>「子どもの読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年4月23日を「矢祭子ども読書の日」とする」</p>
<p>❖ 町民読書推進月間</p> <p style="text-align: center;">10月1日～10月31日</p>	<p>「矢祭町読書活動の推進に関する条例」</p> <p>「読書活動に関する町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年10月を町民の読書活動月間とする」</p>
<p>❖ 家読の日</p> <p style="text-align: center;">毎週水曜日</p>	<p>矢祭町学校運営協議会</p> <p>毎週水曜日を「家読の日」とし、家族みんなで読書するなど、家庭での読書活動を推進し、家族のコミュニケーションにつなげることが目的</p>

② 矢祭町「子ども読書の街」づくり事業

将来を担う子ども達が豊かな心を育み、夢と希望に満ちて健やかに成長するため、平成21年6月に矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会を組織し、矢祭町「子ども読書の街」づくり事業に取り組んでいます。

推進委員会は、子どもの読書活動に携わる団体等の代表者をもって組織し、地域・学校や園・家庭が連携・協力し、町全体で子ども達の読書環境の整備と、読書習慣の確立を図ります。

③ 子ども司書

矢祭子ども司書講座の開催

矢祭小学校全児童を対象に、矢祭小学校を拠点として、図書館や司書の仕事について学ぶ「矢祭子ども司書講座」を開催します。

すべての児童が楽しく本に親しみ、豊かな心と将来への夢や希望をふくらませ、言葉を学び、感性を磨き、表現力・想像力を豊かにし読書への関心を高める活動を推進します。また、新聞を取り入れた講座等の文字・活字に親しむための講座についても実施します。

読書推進リーダーの活用と育成

「矢祭子ども司書」の認定を受けた子どもたちが、本と人との結びつきを手助けする「読書推進リーダー」として、学校や図書館など様々な読書に関する場面で積極的に活動することができるように指導・支援に努めます。

出前おはなしかいの実施等、新たな取組の実施を検討し、図書館と共に活動のできるリーダーの育成を行います。

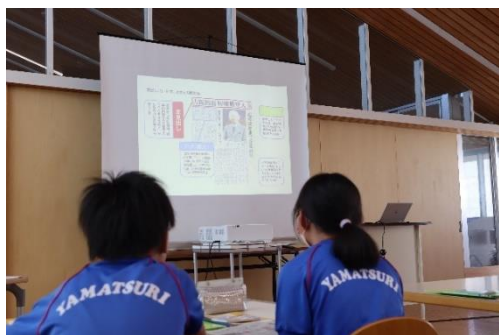
特設としよ部

毎週金曜日に、図書館を拠点として活動します。矢祭町（地域や学校）を知る活動から、問題解決のためには何が必要なのかという探究型学習を取り入れ、生徒自らが問題解決能力を育み、実践の経験から生徒が自信をつけることを目指します。

③ 矢祭もったいない図書館手づくり絵本コンクール

自然・友情・心の大切さと、夢と希望にあふれる絵本を募集して、「絵本と読書の町・矢祭町」を広く発信する手づくり絵本コンクールを開催しており、毎年たくさんの方に参加いただいています。コンクール最優秀賞受賞者等を「絵本大使」として1年間任命し、手づくり絵本コンクールのPR活動への参加、手づくり絵本教室への協力をいただく活動や、ホームページ等で作品の紹介等も含め、今後も継続した開催を行います。

また、こども園や小・中学校の児童・生徒が家族と制作して応募する〔家族の部〕において、応募の促進を図るため、手づくり絵本教室の開催等、手づくり絵本への理解を深める取組を実施します。



(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

こども園での取組

こども園は、子どもたちが多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の成長にとっても深い関わりを持つ、読書の原点となる施設です。家庭とは異なる集団の中で、読み聞かせや読書を楽しむことで一体感を体験し、読書の幅が広がるよう努めます。

① 読み聞かせの実施

ボランティア、職員による絵本の読み聞かせを実施します。季節やイベントにあわせた読み聞かせを行います。また、日頃の子どもの自身からの読み聞かせのリクエストにも応えます。

② 読書環境の整備

毎月の月間絵本の購入を実施し、日頃から本に触れる環境作りを行います。また、家読マラソンの実施等を行い、親子で絵本に触れる機会を創出します。

園児が、自由に手に取れる絵本を配置し、本に触れる環境づくりに努めます。

③ 家読の推進

家庭における読み聞かせは、こどもの成長に重要な役割を果たします。保護者が子どもと一緒に、絵本を通して家族のふれあいと絆を深める「家読」を、家庭に向けて啓発していくことで、家庭での読書習慣の形成を支援します。

また、保護者に対して読み聞かせや読書に関する情報提供や声掛けを実施します。

④ 絵本への興味と関心の醸成

絵本は、子どもの豊かな創造性や感受性、人間の形成にとっても重要です。絵本をとおり親子・家族で同じ目標をもって取り組む手づくり絵本の制作は、親子のコミュニケーションを深めることへとつながります。絵本への興味と関心が一層深まるよう支援します。



小学校での取組

大人になっても読書に親しみ楽しむ習慣を形成するため、小学生では、まずは自由に読書を楽しむことが重要です。多くの本に触れられるような環境を整備し、そのための支援を行います。

① 読み聞かせの実施

職員やボランティアによる読み聞かせを実施し、絵本や物語にふれる機会が多様になるよう努めます。また、異学年交流として委員会による読み聞かせも実施します。

② 読書習慣の確立

読書タイムを設定し、本と電子書籍等の様々な図書にふれる機会を増やし、朝の読書タイムから日常の読書習慣の確立を図ります。また、「多読賞」の表彰を実施し、子どもたちの読書に対するやる気を増大させます。

③ 授業との連携

授業における本の紹介カードの作成や調べ学習の実施等、メディアセンター（学校図書館）を活用した授業を実施することで、子どもたちが本に触れる機会を創出します。

子ども司書講座や、絵本教室の開催により、子ども達が絵本や読書に興味を持って参加ができるよう連携した取組を実施します。

④ 長期休業中の読書への支援

長期休業中における図書の貸し出しを行い、休業中における読書の支援を行います。また、読書感想文コンクールへの取組も引き続き実施し、読書の機会創出に努めます。

⑤ 家読の推進

子どもの健やかな成長には、家庭は重要な役割をもちます。子どもが自主的に読書に親しみ、親子で読み聞かせや本の感想などを話し合い、読書を共有することで、家庭のコミュニケーションを深め、親子で読書に親しむ「家読」を家庭に向けて啓発していきます。また、家読のための家庭（保護者）への本の貸出も実施します。



中学校での取組

個々の能力の向上と同時に、興味や関心が幅広くなる中学生では、読書の幅を広げていけるような環境を整備します。また主体的に読書に取り組めるよう支援を行います。

① 読書習慣の確立

小学校からの読書タイムの継続により、本と電子書籍等の様々な図書による読書を大切にす
る意識・朝の読書タイムから日常の読書習慣の育成に努めます

② 授業との連携

授業での調べ学習において、本や電子書籍等の図書を資料として活用し、情報を利活用する
能力の育成に努めます。

③ 長期休業中の読書への支援

長期休業前後に、国語科読書教材を用いての読書の推進を実施します。また、長期休業中の
課題としての感想文に、読書による感動や読書による自らの変容を表現することで、より深い
読書ができるよう支援します。

④ 学習・図書委員会の活用

生徒が主体的に学校の読書活動に取り組み、読書の楽しさやすばらしさを友人と共感する喜
びを体感できるように、生徒による学習・図書委員会活動の活用を図り、図書館利用の促進に
つなげます。

⑤ 図書館の環境の整備

書架の配置や図書の整理、蔵書数においても検討を図りながら、生徒が主体的に読書に取り
組めるよう図書館の環境の整備に努めます。

また、生徒へのアンケート結果やリクエスト等を活用し、生徒が興味関心を持つ図書の整備
を進めます。

⑥ 新刊情報の活用

生徒が主体的に読書に取り組むには、新刊情報は重要になります。もったいない図書館等か
らの情報発信を参考に活用した取組を図ります。



放課後児童クラブでの取組

放課後児童クラブでは、子どもたちの手の届くところに本を揃える環境を整えるとともに、読み聞かせ等を通して読書の楽しさを伝えることに努めます。また、放課後児童クラブで子どもが過ごす時間の中に読書の時間が設けられるよう努めます。

① 読み聞かせの実施

職員やボランティアによる季節や行事に合わせたおはなし会や読み聞かせを実施します。また、児童による読み聞かせを実施し、読み聞かせ後の感想も子どもたち同士で共有する場をつくり、本に興味を持つ機会を設けます。

② 学習・読書時間の設置

宿題等の学習と読書を行うための決まった時間を設け、児童クラブで過ごす際は、本に触れる時間が取れるよう努めます。また、読書の時間を各所に設け、本に触れる機会を創出します。

③ 読書環境の整備

矢祭もったいない図書館からの団体貸出やリクエストによる本の購入によって、児童クラブ内の書架を充実させ、また定期的に図書を入れ替えすることにより、子どもたちが興味を持てるような、自ら読みたい本を選べるような書架の整備に努めます。書架内に子どもたちによるおすすめコーナーを設け、多くの児童が本に興味を示すよう努めます。



(3) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭での取組

子どもの健やかな成長のために、家庭は重要な役割をもちます。そして、親子の絆を深め、子どもの心が成長するためには、保護者が子どもと一緒に読書を行い、コミュニケーションをとることが必要です。また、成長に応じた本を提供することは、読書習慣を身につけるためには重要です。

子どもが読書の楽しさを知り、自主的に読書を行うためには、小さい頃から身近に本があるような読書に親しめる環境をつくり、家庭において読書に取り組む機会があることが重要です。

① 家読の実施

「家読」は、「家庭ふれあい読書」を略したものです。子どもにとって一番身近な家庭において、毎日の暮らしの中に本と触れ合う時間を設けることは、子どもが読書の楽しさを感じるためにはとても重要です。また、子どもにとって読書が身近なものとなるためには、保護者自身が読書を楽しむことも必要となるので、家族みんなで読書を楽しむことも大切なことです。※矢祭町では家読の推進に向けて、矢祭町学校運営協議会において「家読の日」を設定しました。今後も町全体で家読の推進を図っていきます。

② 読み聞かせの実施

子どもに読み聞かせをすることは、子どもの読書活動を推進するだけでなく、親と子どものスキンシップとしても重要な役割を持っています。読み聞かせは親子のコミュニケーションを円滑にし、わずかな時間の絵本タイムが子育ての助けにもなるため、とても重要です。

もったいない図書館において作成した乳幼児向け絵本紹介ガイドブック（えほんガイドブック）やブックスタート事業を利用し、乳幼児期から親子で、おすすめの絵本により読書に親しむ機会を支援します。

③ 手作り絵本コンクールへの参加促進

矢祭もったいない図書館で開催される「手づくり絵本コンクール」は、家庭での本の語らいから始まりました。絵本から創造力を育み、親子で絵本づくりを楽しむため、コンクールへの親子等での参加を促進し、親子で一緒に楽しめる取組を継続していきます。



③ 矢祭もったいない文庫の整備

地域「矢祭もったいない文庫」

地域「矢祭もったいない文庫」には、23カ所に4,000冊の蔵書を配置し、地域の大人と子どもと一緒に読書に親しみ、家庭と地域の読書の輪を広げる場となっています。第3日曜日の「矢祭読書の日」には、地域の文庫サポーターが「矢祭もったいない文庫」で図書の貸出しにあたります。文庫サポーターは、矢祭もったいない図書館との連携を密にし、利用者の要望に応じて蔵書を充実させるなど「文庫」の充実を図ります。また、図書館では、研修や会議を開催し、文庫サポーターのスキルアップを図ります。

令和5年度より毎月2地域を対象に「出前おはなしかい」を開催しています。今後、実施回数等の検討も行いつつ、継続して実施していきます。

事業所「矢祭もったいない文庫」

町内の事業所に「矢祭もったいない文庫」を12カ所開設し、利用者にとって魅力ある蔵書を揃えて配本し、いつでもどこでも本を手にとることのできる環境づくりに努めます。

本のこうかんスタンド

町の商店や銀行、郵便局などに「本のこうかんスタンド」を11カ所設置しています。スタンドでは、誰もが自由に読み終えた本を持ち寄り、読みたい本と交換することができます。

今後もスタンドの増設・拡大に向けて取り組み、本が身近にたくさんある地域づくり、本が手に取りやすい環境づくりを進めます。

丸安魚店	珈琲香坊
そうだ商店	ヒガシダテ待会室
白河信用金庫	福島銀行
矢祭郵便局	石井郵便局
下関河内郵便局	矢祭町役場
矢祭もったいない図書館	

(令和6年3月時点)



(4) 地域における子どもの読書活動の推進

図書館での取組

図書館は、子どもが豊富な本の中から自分の読みたい本を自由に選ぶことができる施設であり、読書の楽しみや喜びを感じることができる場所です。保護者にとっても、子どものために本を選んだり、子どもと共に読書を楽しむことができる場所として利用できるように、子どもの読書活動の推進を進めます。

① 読み聞かせ、おはなし会の実施

季節の絵本や紙芝居、大型絵本等を活用して、定期的に読み聞かせやおはなし会を開催し、乳幼児期から本の楽しさを子どもたちに伝えます。

毎月第3日曜日に開催する「出前おはなしかい」では、読書推進リーダーがおすすめの本を選んだり、チラシづくりや読み手として参加し、本の魅力を伝える喜びを体感できるよう支援します。

② 家読の推進

町で新たに設けられた「家読の日」に関連して、こども園・小学校・中学校への図書の選書と選書した本の貸出を実施します。また、新着図書や乳幼児・児童・生徒に薦めたい本の紹介を「図書館だより」を活用して実施し、家読での図書選びの支援を行います。

③ 読書通帳の活用

読書への関心を高めるには、読んだ本を記録することも大切です。読んだ感想も記録することにより、豊かな感受性が醸成され、人間形成にもつながります。また、他の人へ本の紹介をする手助けにもなります。コミュニケーションが図れ、読書への関心がさらに広まるよう読書通帳の活用に努めます。

④ 中学生や高校生へのアプローチ

中学生・高校生は、様々なことに興味を持つようになる年代ですが、部活動や勉強が忙しく生活の中で読書のための時間を取ることが難しい時期です。本や読書、図書館に対する関心と興味を高めるために、中学生・高校生向け図書コーナーの設置や図書館だよりやブックリストを活用した情報発信を行い、読書活動の推進につなげます。

また、図書館業務に関心のある中学生、高校生を受け入れ、カウンター業務や本の返却、書棚の整理などの体験を通し、本に触れる機会を創出します。特に中学生に対しては、部活動の地域移行に伴い、図書館での部活動実施に向けた検討を進めます。

カンガルーくらぶでの取組

カンガルーくらぶは、町内の未就園児とその保護者の出会いと交流の場を提供しています。職員やボランティア、保護者による読み聞かせを行うなど、相互の交流を図りながら、絵本や遊びをとおし、絵本の楽しさと乳幼児と保護者のふれあいの大切さについて理解する機会を増やすことに努めます。

① 読み聞かせの実施

スタッフによる読み聞かせを行い、子どもと保護者の読書による交流やコミュニケーションの手助けを行います。また、ボランティアによる読み聞かせを実施し、さまざまな本と出会う機会を設けます。保護者による読み聞かせ等も支援していきます。

② 読書環境の整備

カンガルーくらぶ内の本棚に常に本がある状態にし、手に取れる場所に本があるように書架を整備します。子どもが手にとるだけでなく、保護者がどのような読み聞かせの本を選択したらよいかわかるよう参考となる書架の整備を行います。



ボランティア団体の取組

ボランティアを活用し「子どもと本との出会い」を大切に、子育て支援施設から中学校までの様々な場所での読み聞かせを中心に、子どもの読書活動を推進します。

① 読み聞かせの実施

こども園・小学校・中学校・カンガルーくらぶ・矢祭小児童クラブへ訪問を行い、朝の読書を中心とした読み聞かせやおはなし会、読書アドバイス等による、本の好きな子どもを育てるための支援に努めます。また、民話・昔話を収集し、読み聞かせ等の資料とし、矢祭町の歴史を伝聞することも大切にしていきます。

② 子どもの読書を支援する人材に対する支援の実施

スタッフのスキルアップ研修会、他団体との交流会等を通して、スタッフの興味を引き出し、発達段階に応じた読み聞かせ等への支援ができるよう努めます。

また、就学前児童の保護者を対象とした、読み聞かせや子どもの読書についての啓蒙や周知、セカンドブックの実施、保護者や地域の方への子どもの読書活動についての情報提供を行います。



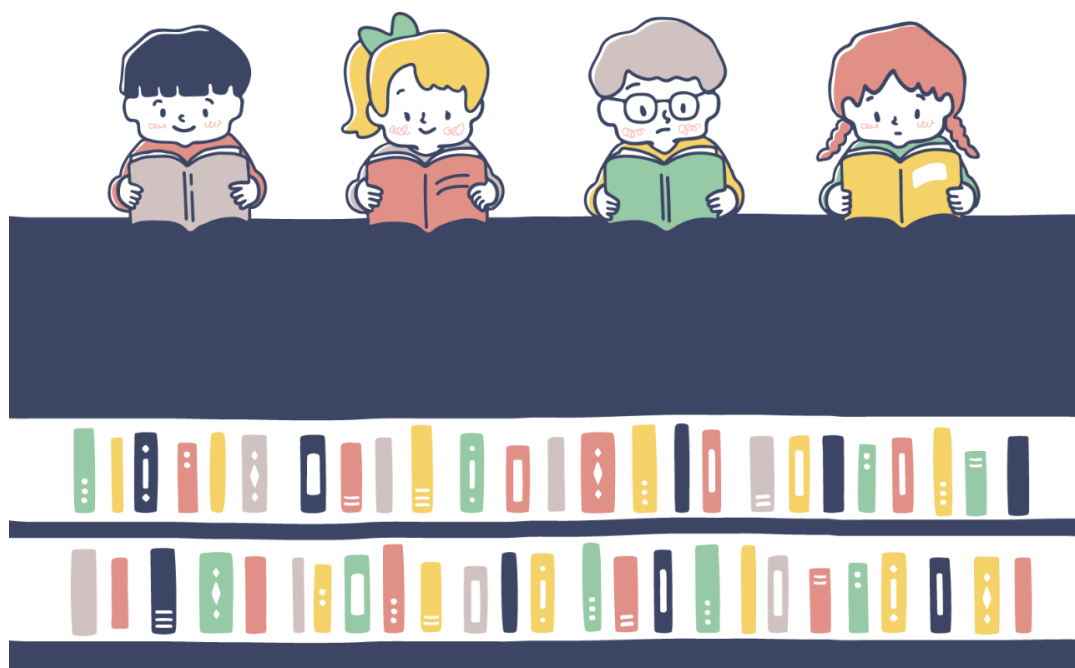
0才からの
絵本の読み聞かせ



(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

① 読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組

障がい等の理由で読書活動がしにくい子どもや、図書館に足を運ぶことができない子どもも含め、現状を把握しながら一人ひとりの子どもに合った読書活動の機会を提供できるように、点字図書や音声によるデジタル録音図書（デイジー図書）の蔵書等の環境の整備に努めます。



基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 矢祭もつたいない図書館の整備・充実

① 図書館の充実

図書館における図書を充実させ、子どもたちと本との大切な出会いの場となるよう努めるとともに、電子書籍の整備についても検討を行い、幅広い利用や多様な利用への対応強化に努めます。

また、読みたい本が図書館に無い時には、県立図書館等とのネットワークによる本の相互貸借や、利用者のリクエストによる図書購入の取組を活用し、様々な本との出会いを支援します。

② 図書館展示の充実

図書館は、子どもや保護者が新しい本に出会う場所です。興味を持って本を手にとることができるように、季節に応じて、またテーマを設けるなどして魅力ある本の展示、そして魅力ある図書館づくりに努めます。

(2) 学校図書館の整備・充実

① 資料の充実

学校図書館は、児童生徒が身近に本と出会う場所であり、各教科の学習活動の充実のための重要な場所です。児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を揃えるなど資料の充実を図ります。

② 環境整備

学校図書館の図書情報をデータベース化し、授業における効果的な活用を図るとともに、貸出返却システムの導入に努めます。また、定期的な蔵書の購入を行うとともに、長期の使用による汚損等から蔵書を守るために、学校図書館の本にカバーフィルムをかける装備に努めます。

小学校では、学校図書館から学級文庫としての貸出を行い、より身近に本がある環境づくりに取り組みます。

③ 学校司書の配置


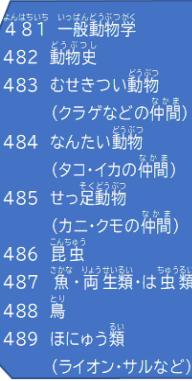
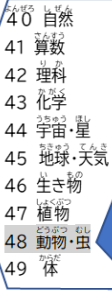


子どもの読書活動の推進にあたっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶ事を教える大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った学校司書を配置し、いつでも利用できる楽しく使いやすい学校図書館を目指します。

④ 学校図書館オリエンテーションの実施

小学校では授業で、中学校では年度の初めに、学校図書館利用のためのオリエンテーションを実施し、館内の資料を効果的に活用し子どもたちが意欲的に学ぶことを支援します。

⑤ 学校図書館の運営

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、全ての教員と学校司書が連携・協力して、それぞれの立場から機能の充実を図ります。



(3) 連携・協力体制の構築

① 図書館による団体貸出

カンガルーくらぶ・放課後児童クラブ等に対し、図書館から定期的に団体貸出を行い、選書に関しても支援を行います。子どもたちが集う場に本がある環境を整備し、子どもたちの発達の段階に応じた図書を揃え、本に触れる機会を創出することで、子どもの読書を支援します。

② 図書館訪問

こども園・カンガルーくらぶにおいて図書館訪問を実施します。

こども園の子どもたちには、図書館を訪問していただき、図書館の利用と本を借りる体験を実施することで、小さい頃から図書館や絵本にふれあい、本を選ぶ楽しさや本を借りる喜びを見いだせるような取組として実施します。

カンガルーくらぶとは、図書館のあかちゃんおはなしかいの交流会を開催し、読み聞かせを実施するとともに、あかちゃんおはなしかいへの参加促進につなげます。

③ 移動図書館キャラバンカーの活用

キャラバンカーによる矢祭小学校と矢祭中学校への貸出訪問を実施します。また、読書の楽しさを伝えるためにキャラバンカーによるおはなし会を開催します。

④ 小中学校への授業支援

矢祭もったいない図書館と学校図書館が連携し、学校授業の調べ学習等において図書を効果的に活用し、児童生徒が意欲的に授業を受けることができるように、教師との連携を密にして、授業の支援を行います。現在、小学校では絵本作家等による「絵本教室」の開催、中学校では読書講演会の開催等を実施していますが、今後は更なる取組の拡充とこども園も含めた支援の拡大の検討を進めます。

また、学校図書館に対して、授業で取り扱う図書の団体貸出を実施し、授業の支援に取り組みます。

⑤ ボランティアによる読み聞かせ

こども園・小学校・中学校・カンガルーくらぶ・放課後児童クラブへ、ボランティアが訪問して読み聞かせやおはなし会を実施します。各年代に合わせた絵本や図書を読み聞かせし、子どもたちの本の興味を引き出します。

⑥ 家読・メディアコントロールデイの取組の実施

毎週水曜日は家読の日・メディアコントロールデイとして、メディアをコントロールし、本を読んで感想を話し合うなど、家族での楽しい語らいの場を作れるよう、本を活用した取組の実施を進めます。また、感想をタブレットから投稿できるようになっており、新たな手法も取り入れつつ、「家読の日」「メディアコントロールデイ」の取組の推進を図ります。

メディアコントロール・読のススメ

「^{うちどく}家読」は、「^{かぞく}家族^{どくしょ}ふれあい^{りやく}読書」の略。
家族みんなで読書をして「家族のコミュニケーションを^{ふか}深める」ことが^{もくてき}目的です。

家読のやりかた

- ① 家族みんなで同じ本を読む。



● 読み聞かせ



● 交代で読む



● それぞれで読む



- ② 読んだ本の感想をみんなで話し合ひましょう。

(楽しかった場面、こわかった場面、ためになった場面など)

どんな本を読めばいいの？

読む本は自由！ 中でも短時間で家族全員が読める絵本がおすすめ！

毎週水曜日は

メディアコントロールデー・家庭の日・家読の日！

メディアに接する時間をコントロールし、家読などに積極的に取り組み、家族と過ごす時間を大切にしましょう！

矢祭町教育委員会

メディアコントロールチャレンジシート

読み聞かせを含む

評価は、◎○△で

	日付	メディアの時間 <small>じかん</small>		学習・読書の時間 <small>がくしゅう・どくしょ じかん</small>		ひょうか 評価	ふり返し 振り返り
		時間	分	時間	分		
目標		時間	分	時間	分		
第一回 (五月)	22日(水)	時間	分	時間	分		
	23日(木)	時間	分	時間	分		
	24日(金)	時間	分	時間	分		
	25日(土)	時間	分	時間	分		
	26日(日)	時間	分	時間	分		
〈お家の人から〉							

	日付	メディアの時間 <small>じかん</small>		学習・読書の時間 <small>がくしゅう・どくしょ じかん</small>		ひょうか 評価	ふり返し 振り返り
		時間	分	時間	分		
目標		時間	分	時間	分		
第二回 (十一月)	6日(水)	時間	分	時間	分		
	7日(木)	時間	分	時間	分		
	8日(金)	時間	分	時間	分		
	9日(土)	時間	分	時間	分		
	10日(日)	時間	分	時間	分		
〈お家の人から〉							

	日付	メディアの時間 <small>じかん</small>		学習・読書の時間 <small>がくしゅう・どくしょ じかん</small>		ひょうか 評価	ふり返し 振り返り
		時間	分	時間	分		
目標		時間	分	時間	分		
第三回 (二月)	12日(水)	時間	分	時間	分		
	13日(木)	時間	分	時間	分		
	14日(金)	時間	分	時間	分		
	15日(土)	時間	分	時間	分		
	16日(日)	時間	分	時間	分		
〈お家の人から〉							

メディアコントロールチャレンジ「やまつりっ子ネット宣言」編

せんげん

令和6年度

やまつりしょうがっこう ねん ぐみ しめい
矢祭小学校 年 組 氏名

【小学校 低・中学年バージョン】

	き ま り	5月	11月	2月
1	わるぐち か こ 悪口は書き込まないぞ			
2	こじん とくてい じょうほう 個人が特定される情報はのせないぞ			
3	じかん まち しよう 時間を守って使用するぞ (私の家のルール： 時間 分)			
4	かきん 課金はしないぞ			
5	き ばしよ しよう 決められた場所で使用するぞ			

※3の時間は、インターネットだけではなくメディア全般を含む

評価は、◎○△で

(メディアとは、インターネット、テレビ、ゲームなど)

○ その他、ネットの利用について家庭で話し合ったことがありましたら書いてください。

記入する内容(お家の人と一緒に記入しましょう)

【年度始め】

- ①各家庭で相談して決めた使用時間(左側の表3の中)を記入しましょう。
- ②その他、ネットの利用に関して家庭で話し合ったことがあったら書きましょう。

年3回の【メディアコントロールチャレンジシート】(右側のシート)

- ① 今回の目標の時間(メディア、学習・読書の時間)をお家の人と相談して記入しましょう。
- ② 期間中、毎日「メディアの時間」「学習・読書の時間」と、評価(◎○△)を記入しましょう。
- ③ 期間が終わったら、「5日間」のふり返りを記入しましょう。
- ④ <お家の人から>の欄に、一言、書いてもらいましょう。
- ⑤ 左側の「ネット宣言」の内容が守れているか評価(◎○△)を記入しましょう。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

(1) 推進のための普及や啓発

① 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発

「子ども読書の日」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められたものです。

「子ども読書の日」や「子ども読書週間」、「読書週間」などを中心として、町民の読書活動の推進に向けた気運がよりいっそう高まるよう、ポスターやチラシ等を用いた広報・啓発活動に努めます。

全国で制定	✿ 子ども読書の日	4月23日	
	✿ 子ども読書週間	4月23日～5月12日	
	✿ 読書週間	10月27日～11月9日	
矢祭町で設定	✿ 矢祭読書の日	毎月第3日曜日 「矢祭町読書活動の推進に関する条例」にて設定	
	✿ 矢祭子ども読書の日	4月23日 「矢祭町読書活動の推進に関する条例」にて設定	
	✿ 町民読書推進月間	10月1日～10月31日 「矢祭町読書活動の推進に関する条例」にて設定	
	✿ 家読の日	毎週水曜日 「矢祭町学校運営協議会」にて設定	

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

① 図書館だよりの発行

新着図書や乳幼児・児童・生徒に進めたい本の紹介、図書館イベント紹介など、本や図書館への興味・関心を高める情報発信を行います。

また、子ども司書や読書活動推進リーダーに向けた情報を発信し、本の楽しさを伝える活動を支援します。

② 矢祭もったいない図書館のホームページの活用

矢祭もったいない図書館ホームページは、令和5年度にリニューアルし、デザインを一新しました。令和2年からは、手づくり絵本コンクール入賞作品の電子書籍の掲載を開始しており、今後も引き続きホームページを活用した情報の発信を充実させます。

③ IP告知電話やSNS等、多様な媒体を活用した情報発信の実施

情報発信は重要であることから、本や図書館に関する情報や読書の楽しさを多くの人に伝えられるよう、発信方法を検討していきます。

現在は、IP告知放送や公式Instagram、フェイスブックを活用したイベントや事業の発信、読書活動に関する周知・啓発を行うほか、子ども司書や読書推進リーダーと連携した広報活動も実施しています。また、読書推進リーダーへの情報発信にもSNS等の活用を進めています。

えほんガイドブックを用いたおすすめ絵本や絵本の選び方の発信、各種チラシによる図書館イベントや講座の紹介等、今後も引き続き多様な手法で広く周知していけるよう努めます。

④ 「広報やまつり」による広報・啓発

読書推進に関する行事やイベントの報告や開催のお知らせ等を掲載し、読書に親しむ気運を高めます。また、現在実施している町長による絵本の紹介についても、継続して実施していきます。

(3) 読書の町づくりの取組の奨励と優良図書等の普及

① 矢祭町における読書の町づくりに関する広報・発信

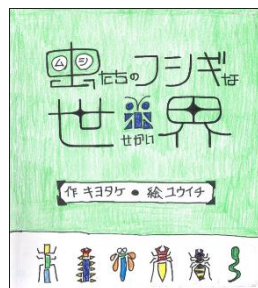
子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための各年度の取組や活動等をまとめたリーフレットを作成し、町民への周知により読書活動への理解と普及に努めます。

第14回手づくり絵本コンクール



一般の部 最優秀賞

たっちゃんのランドセル
かっちゃんのランドセル
さく・え 涌嶋三恵
大阪府吹田市

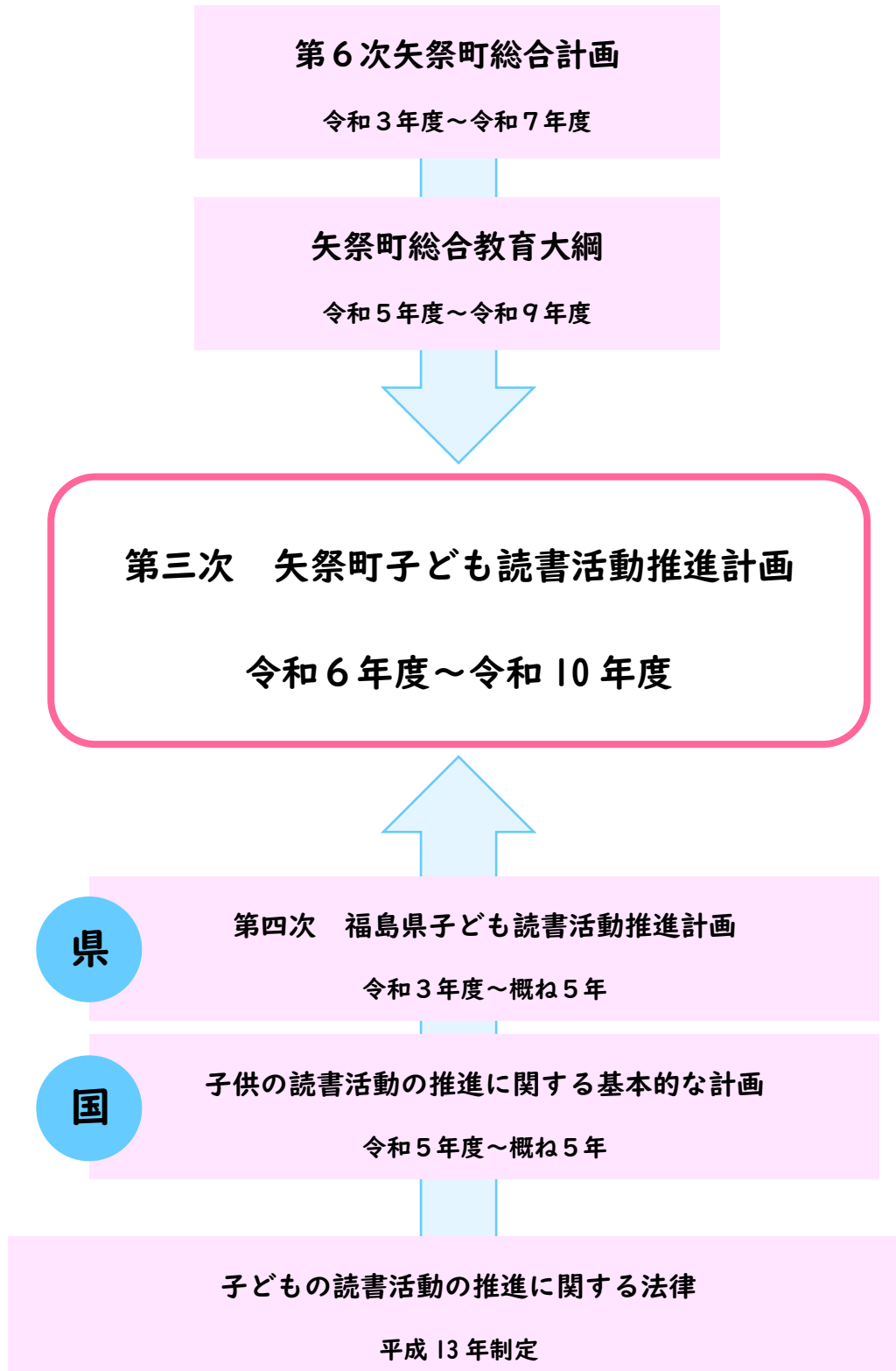


家族の部 最優秀賞

虫たちのフシギな世界
さく マシコ キヨタケ
え マシコ ユウイチ
福島県矢祭町

第3章 他計画との整合性

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福島県子ども読書活動推進計画」を基本とする、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として、町全体の施策を位置づける「第6次矢祭町総合計画」をはじめ、個別計画との整合をはかりながら、子ども読書活動を推進していきます。



読書の町矢祭宣言



私たちは、先人から享けた郷土・矢祭町を将来にわたって

子々孫々に引き継ぐために、町民一人一人が郷土を愛し豊かな文化的教養を培い、

書物に親しみ、問題解決を書物と相談する気風を育てることにある。読書は言葉を

学び、感性を磨き、表現力、創造力を育みます。

家庭と地域に読書の輪を広げ、心豊かな人生を育む読書の町を目指し、ここに「読

書の町矢祭」を宣言する。

記

- 1 わたしたちは、毎月第3日曜日を「矢祭読書の日」とし、読書の輪を広めます。
- 2 わたしたちは、乳幼児期から絵本を通し、本が身近に感じられるように取組みます。
- 3 わたしたちは、夢を持ってたくましく成長できるよう、朝の読書に取組みます。
- 4 わたしたちは、読書の楽しさ、大切さ、心の豊かさを実感できるように取組みます。
- 5 わたしたちは、本との出会いを大切に、笑顔あふれる読書の町を目指します。

令和4年1月10日

福島県 矢祭町

「矢祭子ども司書」について

1. 「子ども司書」のはじまり

「子ども司書」制度は、平成21年6月に、全国で初めて矢祭町で始まりました。子どもたちが図書館や、司書の仕事の内容を学んで、友人や家族に読書のすばらしさ、大切さを伝えるリーダーになってもらうことが目的です。

現在では子ども司書制度は全国に広がりを見せ、各地の自治体や図書館が取り組んでいます。

2. 図書館司書の役割

「司書」という言葉は耳にしても、どんな資格でどんな仕事をするのかは、実はあまり知られていません。「司書」とは、図書館法に定められた資格を持った専門職員のことです。図書館の利用者と本との出会いを手助けすることが重要な役目です。主な仕事は、資料を集めて整理し、利用者が読みたいものをすぐに見つけられるようにすることです。また、図書館のお知らせを作ったり、おはなし会を開いたりもします。

そして、図書館司書は利用者の調べ物の相談や、本に関する質問にこたえることも大切な仕事です。そのためには、普段からさまざまな分野に興味を持つことが大切なのです。

3. 矢祭子ども司書講座

「矢祭子ども司書講座」では、地域をこえた多くの仲間と楽しい時間を共有し、将来の夢や希望をふくらませてほしいと願っています。同時に、社会が変化しようとも、自分から課題を見つけ、問題を解決しようとする資質や能力を育ててもらいたいと思っています。

4. 矢祭子ども司書の認定

決められた講座に12講座以上出席し、講座の感想文を提出した受講生は「矢祭子ども司書」の認定を受けることができ、矢祭もったいない図書館にその名前が掲示されます。

これまで認定を受けた矢祭子ども司書は175名。うち67名（矢祭小4名、矢祭中63名）が「子ども読書推進リーダー」として、矢祭もったいない図書館や学校などで活躍しています。

令和5年度は小学2年生～6年生、令和6年度は小学1年生～6年生の授業に講座を組み入れ、卒業時に全員の資格を認定します。

5. 子ども読書推進リーダー

認定を受けた受講生は、本と人との結びつきの手助けをするリーダーとして活動します。教育委員会・もったいない図書館・学校・地域などが実施する読書にかかわる事業に参加し、友達や家族・地域の人たちに対して読書の楽しさ、すばらしさを伝えます。また、子ども司書講座の活動もリーダー活動に加算され、中学3年生までの活動回数によって「奨励賞」が受けられます。

（初級リーダー：活動20回、中級リーダー：活動40回、上級リーダー：活動50回）

矢祭町読書活動の推進に関する条例

(令和3年12月10日条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、町民の読書活動の推進のための基本理念を定めるとともに、町、家庭、学校等（こども園、小学校、中学校をいう。以下同じ。）及び地域が取り組むべき読書活動等を明らかにすることにより、町民が図書にふれあう機会を増やし、町民一人一人の豊かな心を育み、人生をより深く生きる活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 町は、全国からの寄贈図書により設置された町の知的財産である「矢祭もったいない図書館」を拠点に次世代に誇れる郷土づくりを推進するため、子どもたちを始めとする町民が書物に親しみ、読書を通し、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、問題解決を書物と相談する気風を育てる風土を醸成するとともに、全国からの善意に感謝し、その想いを子々孫々に伝えることにより、家庭と地域に読書の輪が広がる「読書の町矢祭」を全国に向けて発信する。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念に基づき「読書の町矢祭」を宣言するとともに、読書を基盤とした豊かな人づくり、町づくりの推進を図るものとする。

2 町は、前項の取組を推進するにあたっては、家庭、学校等及び地域との連携を図り、一体となって読書活動の推進に努めるものとする。

3 もったいない図書館及び町内各図書施設が地域における読書活動の拠点であることに鑑み、積極的な蔵書の充実を図るとともに、町民への情報提供や読書活動等を通じた町民の交流の機会の創出に努めるものとする。

(家庭における取組み)

第4条 家庭では、乳幼児期から読書に親しみ、本の読み聞かせや感想を話し合い、読書の楽しさを共有することにより、家庭のコミュニケーションを深め、親子で読書に親しむ時間を大切にするものとする。

(学校等における取組み)

第5条 学校等は、それぞれの特性並びに乳幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた読書活動の推進を計画するとともに、もったいない図書館と学校図書館の積極的な連携を図り、乳幼児、児童及び生徒の読書活動機会の充実に取り組むものとする。

2 乳幼児、児童及び生徒が、心の豊かさを実感し、夢を持ってたくましく成長できるように、読み聞かせや朝の読書のための時間を日常的に確保するものとする。

(地域における取組み)

第6条 地域においては、毎月第3日曜日を「矢祭読書の日」と定め、「矢祭もったいない

文庫」を開館することにより、読書を通じた地域のつながりを深めるとともに、読書の楽しさ、大切さ、心の豊かさを実感できる機会を提供するものとする。

- 2 民間団体及び事業者等は、町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び読書活動に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第7条 町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び目標並びに家庭、学校等及び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(読書推進月間及び矢祭子ども読書の日)

第8条 読書活動に関する町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年10月を町民の読書活動月間とする。

- 2 前項に加え、特に子どもの読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年4月23日を「矢祭子ども読書の日」とする。

(財政上の措置等)

第9条 町は、町民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

矢祭町読書活動の推進に関する規則

(令和3年12月10日規則第16号)

(目的)

第1条 この規則は、矢祭町読書活動の推進に関する条例第3条の規定に基づき、町の読書活動に関する推進についての具体的な取り組みについて必要な事項を定めることを目的とする。

(読書活動の具体的な取り組み)

第2条 町は、読書を基盤とした豊かな人づくり及び町づくりを推進するために別表第1により、矢祭もったいない図書館を拠点とした町民の読書活動の推進を図るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

具体的な取り組み
Ⅰ 読書の推進について
(1) 読書集会・講演会の実施に関すること
(2) 研修会の開催に関すること
①先進地の視察研修
②読書活動に関する研修
(3) 町内への情報提供に関すること
①広報宣伝のチラシ作成
②町広報誌の広報活用
(4) 町外への情報発信に関すること
①町HP等の情報通信による広報
②町外からの意見収集
(5) 読書通帳の推進
①読書通帳(様式第1号(第3条関係))
(6) その他読書活動推進に関すること
①読書に関するコンテストの実施
②読み聞かせ講座の実施
③読書ボランティアの育成
④移動図書館の運行

<p>2 幼児の読書推進について</p> <p>(1) ブックスタートに関すること</p> <p>(2) 読み聞かせに関すること</p> <p>(3) 幼児の読書環境の整備に関すること</p> <p>(4) その他幼児の読書推進に関すること</p>
<p>3 児童及び生徒の読書推進について</p> <p>(1) 「朝読（あさどく）・家読（うちどく）」の推進に関すること</p> <p>(2) 児童生徒の読書環境整備に関すること</p> <p>①図書館の活用指導</p> <p>(3) 読書に関わる組織の構築と活動の推進に関すること</p> <p>①読書に関わる小・中・高児童生徒の横断的な組織の設立と活動の充実</p> <p>(4) その他児童生徒の読書推進に関すること</p> <p>①アンケート調査の実施</p> <p>②読み聞かせの実施</p>
<p>4 地域の読書推進について</p> <p>(1) 地域の読書活動の推進に関すること</p> <p>①読み聞かせ講座の実施</p> <p>②町内公民館等におけるもったいない文庫の充実</p> <p>③町内事業所との連携</p> <p>(2) 地域読書ボランティアの育成に関すること</p>

様式第1(第3条関係)

読書通帳

[別紙参照]



175x139.7

14

年月日	書名	著者名	資料コード
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

175x139.7

名前:

利用者番号:

発行日:

読書の記録のご利用について

- この通帳は、個人のみ発行します。名前記載の本人以外のご利用はできません。
- この通帳は、本人が図書館および矢祭小学校・矢祭中学校から借りた資料を記録できます。
- この通帳に記録できるのは、現在借りている資料だけです。返した資料は記録されません。
- この通帳の管理は、本人の責任で行ってください。紛失、盗難等により不利益が生じた場合、図書館ではその責任を負いかねます。

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

矢祭もったいない図書館協議会規則

(平成 30 年 3 月 23 日教育委員会規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、矢祭もったいない図書館設置及び管理に関する条例第 9 条に定める矢祭もったいない図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 協議会に委員長及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、任期を 2 年とする。

3 委員長は、協議会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(招集)

第 3 条 協議会の会議は、図書館長が招集する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、委員の過半数をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 1 日教育委員会訓令第 4 号)
改正 平成 22 年 7 月 20 日教育委員会訓令第 7 号
平成 28 年 5 月 17 日教育委員会告示第 10 号
令和元年 7 月 19 日教育委員会告示第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、将来を担う子ども達が豊かな心を育み、夢と希望に満ちて健やかに成長するため、町の知的財産である矢祭もったいない図書館を拠点として、地域、家庭、学校が連携して、町全体で児童生徒等の読書習慣の確立を目指し、その方策についての調査研究等を行うため、矢祭町子ども読書の街づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し及び研究する。

- (1) 児童生徒等の読書習慣の確立に関すること。
- (2) 家庭及び地域の読書に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 地域社会の読書環境の整備に関すること。
- (4) 読書を基盤とした豊かな人づくり及び町づくりに関すること。
- (5) 矢祭もったいない図書館から、「読書のまち」矢祭町を全国に向けて発信すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、町議会、町区長会、町教育委員会、学校及び PTA、地域の子どもの読書活動に携わる団体の代表者等をもって組織する。

2 委員は、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 3 人を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出する。

3 副委員長は、学識経験者、及び矢祭小学校 PTA 会長並びに矢祭町子ども会育成会連絡協議会長とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その任

務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、矢祭町教育委員会事務局において処理する。

(任務)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年7月20日教育委員会訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則(平成28年5月17日教育委員会告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月19日教育委員会告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

矢祭もったいない文庫等設置要綱

(令和4年8月25日教育委員会要綱第4号)

(目的)

第1条 この要綱は、矢祭町読書活動の推進に関する規則第2条別表第1に定める地域の読書の推進について、矢祭もったいない文庫（以下「もったいない文庫」という。）及び事業所との連携について定め、読書を通して地域のつながりを深めるとともに、読書の楽しさ、大切さ、心の豊かさを実感できる機会を提供することを目的とする。

(文庫の設置)

第2条 読書利用を広く進めるため、次の文庫を設置し、読書活動の充実を図る。

- (1)もったいない文庫別表第1の23箇所の集会施設等に行政区と協議して設置する文庫
- (2)事業所文庫町内事業との連携を図るため、企業及び団体等に設置する文庫

(もったいない文庫の管理運営)

第3条 もったいない文庫には、文庫サポーター（以下「サポーター」という。）を配置する。サポーターは、各行政区民が行うものとする。ただし、各行政区内で配置ができないときには、他の行政区から配置することができる。

2 もったいない文庫の開館日は、毎月第3日曜日「矢祭読書の日（以下「読書の日」という。）」とし、開館時間は、午前9時から午後零時までとする。ただし、区の行事等により開館できない場合は、別の日に開館することができる。

3 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1)読書の日におけるもったいない文庫の開館に関すること。
- (2)図書館が配本した本の貸出し及び本の管理に関すること。
- (3)地域の利用者の希望による図書の入れ替えに関すること。

4 町は、管理運営を行うサポーターに謝礼金を支払うものとする。

(事業所文庫の管理運営)

第4条 事業所文庫の設置を希望する企業及び団体等があった場合は、別表2により団体等の登録を行うものとする。

2 事業所文庫の開館及び閉館時間は、営業時間内とし、来館者に本の貸出し及び本の管理を行うものとする。

3 本の配本数は、図書館と協議の上決定するものとする。

4 設置の解除を希望する団体等は、速やかにもったいない図書館へ連絡し、図書を返却しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、もったいない文庫及び事業所文庫の管理運営に関して必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条第2項関係)

番号	集会施設等名	所在地
1	黒助構造改善センター	中石井字黒助 38 番地
2	柵・舟見集会施設	中石井字上川原 234 番地 1
3	中石井多目的集会施設	中石井字館谷 57 番地 1
4	中石井公民館	中石井字小野沢 7 番地 2
5	下石井農村集落多目的共同利用施設	下石井字若宮 53 番地 1
6	戸塚構造改善センター	戸塚字山崎 124 番地
7	山野井・金沢地区多目的集会施設	東館字山野井 20 番地 1
8	館本集会施設	東館字柳下 29 番地
9	桃ノ木多目的集会所	東館字柳下 75 番地 1
10	宝坂構造改善センター	宝坂字中平 8 番地 1
11	高野谷地地区多目的集会施設	宝坂字鶴ヶ池 14 番地
12	追分地区多目的集会所	上関河内字馬渡戸 41 番地 7
13	小田川地区多目的集会施設	小田川字弥三郎内 10 番地 1
14	ニュータウン中山地区多目的集会施設	小田川字中山 27 番地 1
15	下関河内地区多目的集会施設	下関河内字田中前 64 番地 4
16	上関河内健康ふれあい館	上関河内字越蒔 39 番地
17	大塚地区多目的集会施設	大塚字町 57 番地 5
18	高山公民館	山下字山下 127 番地 3
19	高城構造改善センター	関岡字江戸塚 16 番地
20	天神沢公民館	関岡字天神沢 26 番地
21	矢祭町保健福祉館	内川字森下 16 番地
22	茗荷地区多目的集会施設	茗荷字茗荷 35 番地
23	中央団地集会所	東館字山野井 100 番地

別表第2(第4条第1項関係)

番号	カード番号	申請年月日	施設等の名称	所在地	解除年月日
1					
2					
3					
4					
5					

矢祭もったいない図書館設置及び管理に関する条例

(平成 18 年 12 月 11 日条例第 22 号)

改正 平成 30 年 3 月 16 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項及び図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、町民の教育と文化の発展に寄与するため、矢祭もったいない図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢祭もったいない図書館

位置 矢祭町大字東館字石田 25 番地

(管理)

第 3 条 図書館は矢祭町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(指定管理者による管理運営)

第 4 条 教育委員会は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、その管理運営を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務等)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)施設長に関する業務
- (2)窓口サービスに関する業務
- (3)資料の収集、整理及び保存に関する業務
- (4)図書館の施設利用に関する業務
- (5)読書推進に関する業務
- (6)教育関係機関支援に関する業務
- (7)ボランティア活動支援に関する業務
- (8)施設及び整備の維持管理に関する業務
- (9)その他教育委員会が定める業務

(利用時間及び休館日)

第 6 条 図書館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(使用の制限)

第 7 条 教育委員会は、図書館の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を制限することができる。

- (1)秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2)図書館の施設を破損するおそれがあるとき。
- (3)図書の返却が期限内に行われなかったとき。
- (4)その他、使用させることが適当でないとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、図書館の施設等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定により、矢祭もったいない図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成30年3月16日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

矢祭もったいない図書館の管理・運営に関する規則

(平成 19 年 1 月 5 日教育委員会規則第 1 号)改正

平成 25 年 11 月 29 日教育委員会規則第 5 号

平成 28 年 3 月 18 日教育委員会規則第 2 号

令和 2 年 5 月 20 日教育委員会規則第 5 号

令和 4 年 1 月 20 日教育委員会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、矢祭もったいない図書館設置及び管理に関する条例(平成 18 年矢祭町条例第 22 号。)第 10 条の規定に基づき、矢祭もったいない図書館(以下「図書館」という。)の利用及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

[矢祭もったいない図書館設置及び管理に関する条例(平成 18 年矢祭町条例第 22 号。)
第 9 条]

(業務)

第 2 条 図書館の行う業務は次のとおりとする。

- (1) 図書の管理及び運営に関すること。
- (2) 図書館の施設の維持管理に関すること。

(職務)

第 3 条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

- 2 館長は、所属職員の事務分掌を定め図書館の円滑な運営を図るものとする。
- 3 所属職員は、上司の命を受け所掌事務を処理する。

(開館時間)

第 4 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前 9 時 30 分～午後 6 時

(休館日)

第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が祝日のときは開館する)
- (2) 12 月 29 日～1 月 3 日まで
- (3) 特別整理期間

(利用対象者)

第 6 条 図書館は町内及び町外に関係なく誰もが利用できる。

(館内利用手続)

第 7 条 図書館内(以下「館内」という。)で図書を利用する者は、館長が定める閲覧手続による。

(利用冊数)

第 8 条 館内で同時に利用することができる図書の冊数は、原則として一人 10 冊以内と

する。

(閲覧)

第9条 閲覧は、原則として一定の閲覧室で行うものとする。

(返納)

第10条 利用者は、図書の利用を終了したときは、これを係員に返納しなければならない。

(館外利用手続)

第11条 図書館以外の場所(以下「館外」という。)で図書を利用しようとする者は、館長が定める貸出手続による。

(利用冊数)

第12条 館外で同時に利用することができる図書の冊数は、原則として一人につき10冊以内とする。

(利用期間)

第13条 図書の利用期間は、貸出しを受けた日から起算して原則として14日以内とする。

(返納)

第14条 利用者は、図書の利用を終了したときは、速やかに図書を係員に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月20日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し令和2年4月22日から適用する。

附 則(令和4年1月20日教育委員会規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

矢祭もったいない図書館資料収集方針実施要綱

(平成 29 年 9 月 22 日教育委員会告示第 2 号)

(目的)

第 1 条 この基本方針は、矢祭もったいない図書館の管理・運営に関する規則(平成 19 年教育委員会規則第 1 号)に基づき矢祭もったいない図書館(以下「図書館」という。)の資料選定にあたり具体的な判断基準について、定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 町民の生涯学習及び調査研究の拠点として、知る自由を保障し、図書館サービス及び町民の教育文化の向上のため、広範囲の資料を収集し提供を行うものとする。

2 町民への資料の収集及び提供は、利用者のニーズに配慮しながら、町民の教養、調査研究等に資するため、次に掲げる種類の一般的な資料から専門的な資料まで幅広く収集し提供するものとする。

(1)一般図書

(2)児童及びティーンズ図書

(3)国際資料(外国語図書)

(4)参考書

(5)地域資料及び行政資料

(6)福祉資料(点字図書・録音図書等)

(7)逐次刊行物(新聞等)

(8)その他館長が必要と認めた資料

3 資料の選択においては、あらゆる思想及び信条、学説、宗教等の党派に対して中立公平であることに心掛けるものとする。

4 蔵書に対する町民からの要望や意見を資料収集に生かすように努めるものとする。

5 資料収集と提供は、町内に設置のもったいない文庫、事業所に設置の事業所文庫及び移動図書館(以下「キャラバンカー」という。)においても行われるものとする。

(寄贈図書の受入)

第 3 条 図書館への寄贈図書は、寄贈者の期待と信頼によるものと受け止め、受入れにあたっては他の資料と同様に行われるものとする。ただし、寄贈者が、公開を非とする非公開資料にあっては、受入れを制限することができる。(図書館の自由に関する宣言第 2)

2 寄贈図書の受入れにあたっては、発行日から 3 年以内の新刊資料とする。

(資料収集及び提供の整備方針)

第 4 条 資料の収集には、地域の課題や町民が日常生活を送る上での問題解決に必要な情報を広範囲にわたり収集するにあたり、次に掲げる事項を配慮し、町民へ資料を収集し提供するものとする。

(1)町民が資料の利用を通して学び、楽しみ、豊かな生活を創造するのに役立つものである

こと。

- (2) 町民が仕事や、社会生活を送る上で、必要な知識や情報を得るのに役立つものであること。
- (3) 子どもたちが読書の喜びを発見し、情緒が豊に成長するために継続した読書習慣の形成に役立つものであること。
- (4) 若者たちが、多様なメディアによる資料を介して、自己の可能性を発見し、健やかに成長するのに役立つものであること。
- (5) 高齢者が、地域社会のなかで生きがいを持ち、社会参加をするのに役立つものであること。
- (6) 障がいのある人々が、町民として平等に図書館サービスを受けるのに役立つものであること。
- (7) 人権を守り、差別のない社会を創るのに役立つものであること。
- (8) 地域や社会の一員として、地域の文化や行政に関する理解を深めることに役立つものであること。
- (9) 町民が、国政や地方自治など、時事に関する理解を深め、行動することに役立つものであること。

(一般図書及び参考図書収集基準)

第5条 一般図書及び参考図書収集基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般図書は、10代から高齢者までの幅広い年齢層をサービス対象とする。
- (2) 基本的及び入門的な資料から専門的な資料まで各分野にわたり、できる限り幅広く収集する。ただし、学習参考書及び各種試験問題集は、原則として収集しない。
- (3) 参考図書は、町民の日常の調査研究に必要な事典及び辞典、年鑑、図鑑、人名辞典、地図、年表、書誌等の目録などを収集する。
- (4) 雑誌及び漫画、視聴覚資料等は収集しないものとする。ただし、その資料が地域の資料であるときには、適用しないものとする。

(資料収集の留意点)

第6条 町民からの意見や多様な要望に応えるため、日本十進分類法による各分野の選定にあたっての留意点は、次のとおりとする。ただし、次の各項に定めるほか、必要が生じたときには、別に協議して定めるものとする。

(1) 0類 総記

- ア 技術革新が著しく、社会的影響も大きい情報科学は、最新の情報を収集する。
- イ 図書館学及び図書館に関する基本的資料、書誌、目録等は図書館運営にも活用可能なものを収集する。
- ウ 雑著類は、厳選して収集する。
- エ 参考図書は、最新の情報及びデータを提供できるように留意して収集する。

(2) 1類 哲学・心理学・宗教

- ア 哲学及び倫理学については、世界の代表的及び基本的なものについて収集する。
- イ 心理学及び易占については、できる限り科学的な立場から記述された資料を収集する。
- ウ 人生論等についての資料は、厳選して収集する。
- エ 宗教については、特定の宗教に偏らないように基本的なものについて収集する。

(3)2類 歴史・伝記・地理

- ア 歴史については、幅広い利用を考慮し、各時代及び各地域にわたり系統立て多様な情報資料を収集する。また、写真や図版も各時代を理解するために役立つものを収集する。
- イ 伝記については、日本人及び外国人とも年代を問わず、幅広く多様な視点から収集する。
- ウ 地図及び旅行案内については、最新版に留意し、正確な情報を提供できるように収集する。

(4)3類 社会科学

- ア 社会科学は、時代性と深く結びついている分野なので、社会情勢の変化に即した、資料を収集する。
- イ 法律及び経済、社会、家庭教育、風俗習慣等、日常生活及び実務上に必要な資料を収集する。
- ウ 社会評論は、様々な観点から書かれたものを収集する。
- エ 法律については、法律改正に留意し、新しい情報を提供できるように収集する。
- オ 社会保障及び女性・高齢者問題、社会福祉等暮らしに役立つ資料を収集する。

(5)4類 自然科学・医学

- ア 自然科学については、その進展が著しい分野なので、最新の情報を提供できるように留意し収集する。
- イ 医学については、基本的な医学書及び家庭医学等の予防に関する最新情報資料を充実させるよう留意し収集する。
- ウ 写真や図版、読み物等、親しみやすいものや実用書等も収集する。

(6)5類 技術・工学・生活科学

- ア 科学技術については、その進展が著しい分野なので、最新の情報を提供できるように留意し収集する。
- イ 趣味や実用に役立つ資料は、豊富に収集する。

(7)6類 産業

- ア 産業については、基本的な資料から専門的な資料まで幅広く収集する。
- イ 地域の産業資料として、矢祭町の特性に考慮し、充実させるよう収集する。
- ウ ビジネスや経営に役立つ資料を収集する。
- エ 園芸やペットの飼い方等の趣味に役立つ資料を収集する。

(8)7類 芸術・スポーツ・娯楽

- ア 町民の教養及び趣味、娯楽に役立つ資料を鑑賞・研究と創作・実技等の両面にわたり

広く収集する。

イ 趣味として利用の多い分野については、入門書を中心に収集する。

ウ 美術全集及び画集、写真集等は、基本的なものを中心に収集する。

エ 新しい分野についても情報を迅速に提供できるように努める。

(9)8類 言語

ア 町民の教養及び学習等の実用に役立つ資料を収集する。

イ 日本語については、基本的な学問書を中心に、各種辞典についても幅広く収集する。

ウ 外国語については、主要な言語の入門書、概説書及び辞典を幅広く収集する。

(10)9類 文学

ア 利用者の最も多い分野なので、世界各国の文学について、各分野にわたり豊富な資料を収集する。

イ 文学理論・学史については、入門書及び概説書を中心に収集する。

ウ 古典文学は、文学史上評価の高い作品について、魅力あるものを充実させるため、収集に努める。

エ 現代作家の作品は、受賞作品や話題性に留意し、広く収集する。

オ 大活字本は、幅広く収集し充実させる。

(児童図書の収集)

第7条 児童図書は、乳幼児から中学・高校生まで、どの年齢の子どもにも読書の楽しみを発見し、継続できるように、それぞれの発達段階を考慮し、絵本及び幼年文学、児童文学、科学読物、実用書等の各分野にわたり幅広く収集する。ただし、学習参考書及び各種問題集は、原則として収集しない。

(児童図書選定の留意点)

第8条 前条の原則をふまえた上で、各分野の選定にあたっての留意点は、次のとおりとする。

(1)科学読物・参考図書・実用書

ア 自由学習及び調べ学習に役立つものであること。

イ 写真や図版が豊富で、分かりやすく記述されていること。

ウ 新しい情報や研究成果に基づく内容であること。

エ 趣味やスポーツ等の実用書については、入門書（鑑賞、実技、ルール等）から高度なものまでを収集する。

オ キャリア教育による職業についての学習に役立つものであること。

カ 学習漫画については、主題・内容等を検討し収集する。

(2)絵本

ア 絵が見るものに訴えかける力を持っていること。

イ 絵がストーリーを語っていること。

ウ 絵と文が調和していること。

- エ 様々な言語で書かれたものを必要に応じて収集する。
- オ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集する。
- カ 製本がしっかりして壊れにくいものを収集する。
- キ 乳幼児向きの絵本を収集する。

(3)文学

- ア 子どもの視野を広げ、その成長に役立つものを収集する。
- イ 古典から現代の作品まで、また、昔話・伝説・フィクション・ノンフィクションまでの各ジャンルを幅広く収集する。
- ウ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集する。

(4)紙芝居

- ア 紙芝居は印刷紙芝居だけでなく、手づくり紙芝居なども考慮して収集する。
- イ 紙芝居は、紙を抜くときに動きを表すことができることから、この性質を生かし、絵に動きのあるものを収集する。
- ウ 絵と語りが調和しているものを収集する。
- エ はっきりとした輪郭と色使いで、絵が遠くから見えるものを収集する。
- オ 脚本の場面割に工夫がされているものを収集する。
- カ 発想がおもしろいものについても収集する。

(5)ティーンズ図書

- ア 青少年を対象に読書の楽しさを伝え、広い視野と豊かな感性を育てる資料を収集し、教養・趣味・レクリエーションなど各分野の親しみやすい、健やかな成長を手助けするのに役立つ資料の収集に努める。

(逐次刊行物選定基準)

第 9 条 新聞は、主要な全国紙及び地方紙を中心に次の項目により収集するものとする。

- (1)主要な全国紙及び地方紙
- (2)矢祭町周辺地域を中心としたミニコミ紙等
(地域資料)

第 10 条 矢祭町という地域を多角的に把握できる資料構成を目指して、行政資料をはじめ、図書及び新聞記事、地図等の多様な資料を収集するものとする。

- 2 地域的な範囲は、以下の各号のとおりとする。矢祭町全域及び必要に応じて歴史的経緯に見る関連区域も対象とする。ただし、ある特定のテーマについて重点的に収集する必要があるときには、地域的な範囲に限定しないで収集することができる。

(1)地域資料の種類

- ア 一般資料(図書)
- イ 逐次刊行物(紀要・ミニコミ紙誌・同人誌等)
- ウ 文書(古文書・公文書)
- エ 地図・絵図(古地図・古絵図)

- オ 行政資料
- カ 写真
- キ 視聴覚資料
- ク 現代町民資料(チラシ・パンフレット等)
- ケ その他館長が必要と認めた資料

(2)収集する主題の範囲

ア 地域に関する歴史及び人物、地名、ことわざ、伝説・民話、地場産業、風俗習慣、教育、労働、植物・動物、文化財、文学作品、選挙等あらゆる主題を取り扱う。

(3)郷土人の規定

ア 矢祭町で生まれた人や、主な活動の場が矢祭町の人(歴史的な人物に限らず現代的な人物も含む。)

3 収集にあたっての留意点

(1)一般資料

ア 部分的であっても、矢祭町に関するテーマが掲載されている資料はできるだけ収集する。

イ 内容が矢祭町に関係がなくても、矢祭町に在住及び矢祭町にゆかりの人物の著作物は収集する。

ウ 郷土人の著作のうちで、現在において、職業として著作活動をしている人物のものは、できる範囲で収集する。

(2)逐次刊行物(新聞・雑誌)

ア 地方新聞及び地域ミニコミ誌、学校新聞、PTA 会報、同人誌等は、地域の歴史や文化状況がわかるので積極的に収集する。入手に困難な資料が多いので特に留意して収集する。

イ 矢祭町に関連する雑誌は収集する。

(3)文書(古文書・公文書)

ア 消滅・散逸のおそれが高い資料なので、入手できる限り収集する。

イ 古文書は寄託資料とされることが多いので管理にも留意する。

ウ 公文書については、情報公開制度との関連するので、収集と提供について良く留意して収集する。

(4)地図・絵図

ア 古地図・絵地図は、特に入手のタイミングを失することなく収集する。

イ 地図類は貴重な資料となるので、各種豊富に収集する。

(5)行政資料

ア 矢祭町の行政機関の発行する資料は、全て収集する。冊子体になっていない資料についても、必要に応じて加工・編集して提供するように努める。

(6)写真

ア 風景及び人物、航空写真、図書館行事等は、市販されるものだけでなく作成したものも豊富に収集する。

(7)視聴覚資料

ア 郷土人の声のカセットテープや著作物のビデオやレコード及び民謡や方言の音の資料など、視覚・聴覚に訴える資料も収集する。

(8)現代町民資料

ア 町民の文化的な活動の記録としてのパンフレット及びプログラム等の町民の経済状況の反映となるチラシや広告についても留意して収集する。

(9)大活字資料

ア 通常の活字資料が読みにくい町民に配慮して大きい活字の資料を収集する。

(10)障がい者用資料

ア 通常の図書館利用に障がいのある町民を対象に、点字資料・録音資料などの収集を行う。

(11)その他

ア 各種の形態の資料を柔軟に積極的に収集する。

イ この方針に定めるもののほか、資料収集に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

矢祭もったいない図書館図書資料廃棄基準実施要綱

(平成 29 年 9 月 22 日教育委員会告示第 3 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、矢祭もったいない図書館における蔵書資料の廃棄基準を定め、資料の鮮度を保持し、利用価値の高い資料の充実を図ることを目的とする。

(資料等の廃棄)

第 2 条 蔵書において次の定めによる不用資料及び亡失資料と認められるときには、廃棄できるものとする。

(1)不用資料とは、次の項目に該当するとき。

ア 破損及び汚損が激しく、補修困難な資料

イ 複本及び類書があつて利用頻度の低い資料

ウ 実用書等において、内容が古くなり、資料的価値が無くなった資料

(2)亡失資料とは、次の項目に該当するとき。

ア 3 年以上及び所在不明の資料

イ 災害などの事故により亡失した資料

ウ 利用者が紛失し、入手不可能な資料

(新聞類等の廃棄)

第 3 条 蔵書において新聞類等の資料の廃棄は、保存期間を 4 月から 3 月を 1 単位年とし、主要な全国紙及び地方紙は 5 年間保存し除籍するものとする。ただし、矢祭町周辺地域を中心としたミニコミ紙等は、地域資料として永年保存資料とし、除籍の対象としない。

(適用除籍)

第 4 条 蔵書において次に掲げる資料は、廃棄基準より除籍するものとする。

(1)郷土資料及び行政資料

(2)資料内容の新旧にかかわらず、当該部分の基礎的及び歴史的価値を有する資料

(3)類書が無く、極端に少ない資料

(4)品切れ絶版により再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高い資料

(廃棄の決定)

第 5 条 蔵書の廃棄の決定は館長が決定し、図書除籍簿（様式第 1 号）により、町長の承認を受けるものとする。

(廃棄の事務手続)

第 6 条 蔵書を廃棄するときの事務手続は、前条により承認をうけた資料について、備品台帳及び電子データ等を削除する手続を行ふことにより終了するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

図書除籍簿

[別紙参照]

家読（うちどく）はじめましょう

～ うちどくのすすめ：家庭編 ～



1 家族で話し合っ て「家読の日」を決めよう

例)

- ・週1回、2週間に1回、曜日を決める。
- ・「うちどく週間」、「うちどく旬間」を決める。
- ・家庭の日（毎月第3日曜日）、毎月30日、毎月1日など日を決める。
- ・学校や自治体が決めた「うちどくの日」とおなじにする。
- ・記念日（誕生日、子どもの日、母の日、父の日）におこなう。等

2 我が家の家読スタイルを 話し合っ て決めよう

例)

- ・家族で同じ本を読む。
- ・それぞれの本をそれぞれのペースで読む。
- ・大人が子どもに読み語りをする。
- ・子どもが大人に読み語りをする。
- ・兄弟姉妹で読み合う。
- ・記念日に主役の家族のために読み語りする。
- ・1冊の本を順番で音読する。
- ・読んだ本について感想を述べ合う。
- ・「うちどくノート」に感想を書く。
- ・親が子に本のテーマにかかわる話をする。
- ・家読した回数でポイントを重ね、お楽しみをつくる。
- ・ハウツー本を家読し、実際に家族で作ってみる。（料理・折り紙・昔遊び等）
- ・一人読みができるようになっても家族が読み語りをする。
- ・開始する時間を決める。寝る前におこなう。等

3 家族で話し合っ て読む本 を決めよう

例)

- ・家プロ版「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。
- ・子どもが学校から借りてきた本にする。
- ・地域の図書館からの「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。
- ・家庭文庫から順番で選ぶ。
- ・親が子に語りたいテーマの本を、家プロ版「うちどくおすすめの本リスト」から選ぶ。等

*家プロでは、絵本で家読をスタートすることを勧めます。

<絵本を勧める理由>

- ・絵本は読み語りに最適
- ・絵本は感動的・教育的な内容作品が多く、家族全員が短い時間で読みとおすことができる。
- ・絵の印象と物語の感動と、両面から話をするすることができる

4 ノーテレビノーゲームで 家読しよう

- *家族全員の理解が必要です。テレビを消した後の静かで素敵な時間を、ぜひ家読タイムに。
- *全国学力テストの結果より、分析的読解にテレビやゲームが悪影響を及ぼすことが分かっています。



5 年齢に合ったスキンシップをとりながら家読をしよう

例)

- ・子どもを抱いて語りかけをする。
- ・膝に座らせて読み語りをする。
- ・円座になって互いの顔を見ながら読む。
- ・同じテーブルを囲んで。

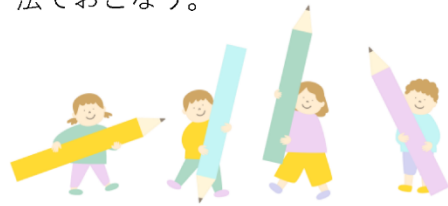
等



6 我が家の家読の記録を残そう

例)

- ・「うちどくノート」「感想ノート」「うちどくボード」「うちどくカレンダー」「うちどく交換ノート」等
- *無理をしない程度に、家庭に合った方法でおこなう。



7 家族の読書体験を語ろう

- *親や祖父母が、子どもの頃印象に残っていた本や当時の様子について語る。

8 家庭文庫を作ろう

- *家族全員で読んだ本を家庭文庫として保存しておけば、わが家の読書歴史になる。
- *親が子に読んでもらいたい本を、いつも子どもの目に触れさせることができる。

9 図書館に行こうデーをつくろう

- *親子で時間を共有しながら、いろいろな本に出会えます。
- *図書館だけでなく、本屋さんや学校の図書館にも一緒に出かけましょう。

例)

- ・家族で出かけた後に図書館に寄ろう。
- ・家読する日の前には図書館に足を運ぶ。

等

10 家読の輪を広げよう

例)

- ・友達や近所の方に、おすすめの本を紹介する。
- ・なかよし家族で、家読会を開催する。
- ・家読して感動した本、面白かった本などを、学校の「朝の読書」のおすすめの本として友達に勧める。

等



「うちどく」で もっとなかよし家族

楽しいことがあった時、だれかに伝えたいと思っただけはありませんか。私たちは、同じ思いを共有することで、こころのつながりを強く感じることができます。

心に残る本を読んだ後は、家族で話してみましょ。きつと家族の絆が深まることよ。家族で同じ本を読んだり、読んだ本のことを話したり、読書を通して家族のコミュニケーションを深めたいというのが、

うちどく(家読=家庭読書)です。

うちどくのやり方に特別なきまりはありません。家族で話し合っって、わが家にびつたりのうちどくのスタイルをみつけてみましょう。



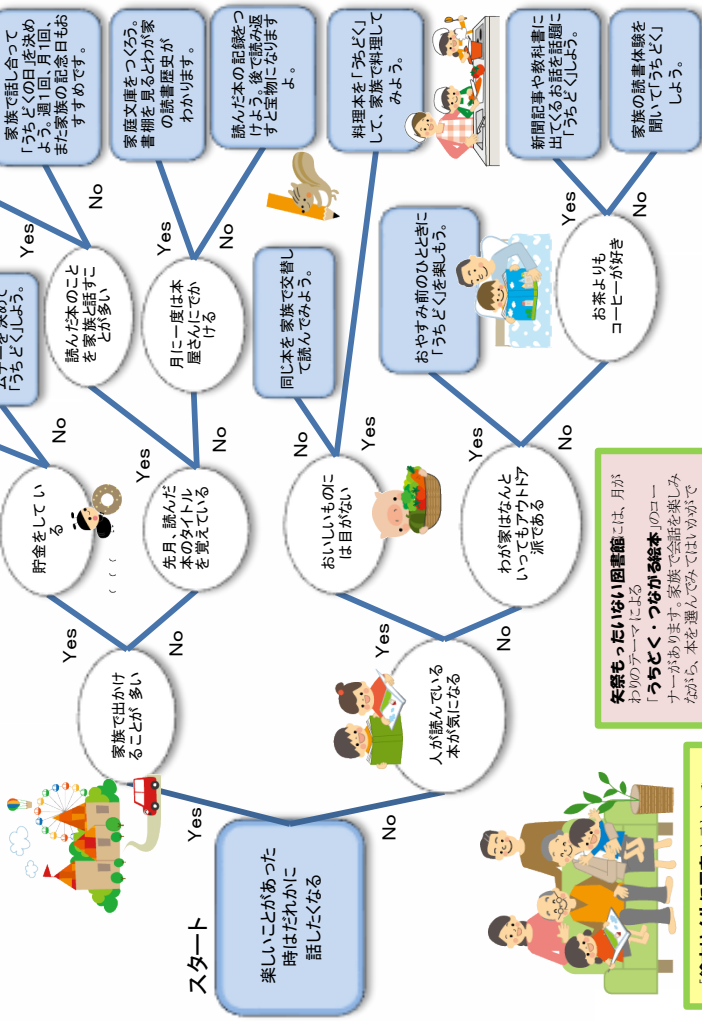
地域でささえる子ども読書

- ◆毎月第3日曜日の矢祭読書の日には、町内の集会施設にある「矢祭もつたいない文庫」が開館し、文庫サポーターが地域の方へ本の貸し出しを行っています。
- ◆読み聞かせグループは、町内の園小中学校・各施設での読み聞かせやブックトークなど子ども読書の読書活動の支援をしています。
- ◆「山野井金沢うちどく会」は、おはなし会やうちどくノートを活用など、地域をあげて「うちどく」活動をすすめています。

地域のみなさんが手をつないで、子どもと本をつなぐ取り組みが広がっています。

うちどく Yes & No

わが家にびつたりのうちどくスタイルが見つかる・・・かも



「読本は人生に三度と言われています。まずは子どもの時に親に読んでもらい、親になつたら子どもに読んでもあげよう。そして人生の後半は自分のために・・・」どの世代でも読める読本は「うちどく」にオススメです。

矢祭もつたいない図書館には、月がわりのテーマによる「うちどく、つなげる読本」があります。家族で会話を楽しみながら、本を選んでみるのがおすすめです。

読書の記録を楽しくつけよう。できる「季節のうちどくノート」やオス「うちどく本リスト」を図書館で配布しています。どうぞお役立て下さい。

おおかあさんのひざの上、お父さんになって顔を見ながら、お茶を淹んで・・・など年齢にあったスキップをとりながら「うちどく」しましょう。

矢祭町「子ども読書の街」づくり推進委員会



第三次 矢祭町子ども読書活動推進計画

令和6年3月
矢祭町教育委員会

〒963-5118
福島県東白川郡矢祭町東館字石田 25
電話 0247-46-4580
